

第七十一回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第八号

昭和四十八年六月五日(火曜日)
午前十時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 久米健太郎君
理事 柴立 芳文君
寺本 広作君
河田 賢治君

委員 片山 正英君
原文兵衛君
神沢 淨君
戸叶 武君
和田 静夫君
上林繁次郎君
藤原 房雄君

國務大臣 自治大臣 江崎 真澄君
(国家公安委員長)

政府委員 總理府總務副長 小宮山重四郎君
内閣總理大臣官 佐々 成美君
警察庁刑事局長 綾田 文義君
警察庁交通局長 片岡 誠君
防衛庁防衛局長 久保 卓也君
社会保険庁医療 江間 時彦君
保険部長 中原 晃君
労働省職業安定 局審議官 松浦 功君
自治大臣官房長

自治大臣官房審議官	近藤 隆之君
自治大臣官房審議官	山下 稔君
自治省行政局長	林 忠雄君
自治省行政局長	山本 悟君
自治省行政局長	鎌田 要人君
自治省行政局長	佐々木喜久治君
自治省行政局長	宮澤 弘君
自治省行政局長	山田 滋君
自治省行政局長	伊藤 保君
自治省行政局長	小林 朴君
自治省行政局長	奥秋 為公君
自治省行政局長	太田 耕二君
自治省行政局長	前田 優君
自治省行政局長	小林 源治君
自治省行政局長	真島 健君
自治省行政局長	中野 三男君

出、衆議院送付)

○委員長(久米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方行政の改革に関する調査のうち、昭和四十八年度自治省及び警察庁の施策に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 この自治大臣の所信表明を聞きまして、実はこうした所信表明といったものの意味についてあらためて考えさせられたわけでありまして、たいへん時間がたつて古ぼけてしまいましたが、あれですが、というのは、第一に、大臣がかわっても地方自治行政について何の興味もないということでありまして、それから第二に、現代の深層にある問題とでもいいますか、そういう深層にある問題に切り込むという切迫感が全く感じられない。何かお役人の書かれた作文をそのまま自治大臣が自分の所信としたように見え受けられる。あなたに対する期待感というのが非常に大きかったがゆえに、実は痛切にそのことを感ずるわけですね。そこでまず、自治行政に臨む新しい大臣の基本的姿勢というものについて少し掘り下げてみたいわけでありまして、

で、所信表明を読んでみますと、大臣は、明年度の地方行政の重点施策として、都市対策の充実、土地対策の推進、それから過疎地域等の地域振興対策、それから下水道、公園等の生活環境の整備等をうたっています。が、あなたが列挙された問題のよってきたるゆえんというのは、言ってみれば産業優先の政策の中で出てきたことですが、これからは住民サイドでものを考える、そういうことではないかと実は考えるのですが、

自治大臣には、住民の立場に立って、住民から希望をされるような住みよいよりよい町づくりをやっていくという基本的立場があるのかどうか、まずその点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(江崎真澄君) 率直な御質問でございますが、これは自治省のそれぞれの責任者と話し合いをいたしまして、極力、地方自治体がいい意味において住民中心の政治が行なわれるよう努力をいたしておるつもりであります。

(委員長退席、理事寺本広作君着席)

また一方、地方財政のあり方一つを考えてみましても、やはりその自主的な運営を通じて、社会福祉の充実、非常に微弱で今日まで足りない点の多かった社会資本の整備などを進めまして、住民の福祉水準の向上が一つずつ着実に進められていくことが望ましい。あくまで、住民中心の地方自治というものが推進されることを今後大いに考えて施策してまいりたいというふうに思っております。

○和田静夫君 東京ではこの例の環七の公害が問題になっているわけですね。で、国家的事業の一環としての東京オリンピックに合わせ急ピッチに環七が進められた。それが今日どういう問題を引き起こしているかというところは御存じのとおりであります。環七騒音に対しては、道路交通の観点から、夜間におけるスピードの制限、大型車の中央寄り交通などといった指導がなされているわけですが、この程度のもので静かな住民生活が確保できるものではありません。大臣は所信表明の中で、いまでも言われましたが、地域社会における生活と産業基盤を調整するなど、臨機適切に対処すると、こう述べられているわけですね。それは今日ことば以上の意味を持たなくなっていますね。環七問題というのは、象徴的に生活と生産基盤というものとの二者択一を追っています。今日そういう局面に立ち至っているのではないかと私は思うんで

すが、大臣はどうお考えになり、どう対処されるつもりですか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、環七の問題は一つの顯著な例ということでお取り上げだと思えますが、交通公害をめぐりましての議論というものは、これは大都市における特に過密地帯の共通した問題であります。しかも、これから派生するいわゆる交通事故の問題、これは経済大国と言われ、文化国家を指向する日本としてはまことに恥ずかしいことで、この事故の数値はこゝ、二年間、車の増加に反比例して減っておりますとはいいますが、死傷者の数というものは国際的に見ればたいへんなものがあるということを考えますとき、これはやはり根本的にこういう問題と取り組むべきときがきておる。時間制限、スピード制限、いろいろやっておりますが、これは当面を糊塗する城を出ない。それじゃどうするんだ。やらないうちはやめたほうがいい。きょうはたまたまノーカーデーというわけで、ノーカーデーですから一日だけやってみたらいい、どの程度の効果があるか、きわめて疑問であります。そうかといって、これはわれわれ関係はモデル的な立場にもありますので、歩いて通うとか、地下鉄を利用するとか——しかし、その永続的な方途は何かということを取り組んでいかなければ、政治が政治になりません。

ちよつと時間が長くなって恐縮ですが、たまたまきのう、私、公営企業の特にバス、地下鉄、こういったものの視察に横浜へ行つたわけです。これは和田さんと同じ政党的飛鳥田さんが市長なわけですが、何とかひとつ、このノーカーデーもあるが、また六車線などでは、通勤時間だけバスのために一レーンを提供したりしてこのバスの効率を上げようとか、いろんな努力はなされておるが、そういうことだけによって都市交通のふくそうというものはなかなか緩和できない。もとより、このバスの専用レーン問題は、公営企業の、特に路面バスの問題をどうするかということになればたいへん大事な問題ですが、それじゃ六車線の

【参議院】

大幅な道路が横浜市にだけだけあるか。バスで利用しておる範囲は四・五キロせいぜいだという報告も聞きました。あとは四車線の場合は優先的にバスが通れるように配慮をしておる——このあたりも苦心の存するところだと思ひますが、やはり根本解決を考えませんという、道路をどんなに整備しても、あとからあとから車はふえる一方。これではどうにもならないですね。それじゃ、だまっておいておいたらいいか。そういうわけにはまいりません。そこで、環七のいま御指摘の点などにおいても、あとう限りの制限を加えて、そのかわりに住む住民のために措置をしておるわけでありますが、もとよりこれが十分とは言えないわけであります。したがって、きのうも一つの案として二人の間で合意を見て、できるだけこれは事務的に調査をして、積極的に一ぺん考えてみようじゃないかというので、一つ合意したんです。それは、通勤にマイカーが用いられ、そしてバスが動かなくなつて、バスというものが赤字の道をたどるといふこの悪循環ですね、これをどこかで断ち切らうじゃないかという話から、たとえば、日本と国民所得においては決して劣らないあのデンマークなどにおいては、通勤に、サラリマンも学生も自転車を用いておる。一体、日本の場合も、この自動車を避けて、ノーカーデーというので、排気ガスを少しでも緩和させようというためのものもろろみはわかるが、思い切つて自転車で通勤ができる、通学ができるというように安全性が保たれれば、いまや自転車が見直される時代ではないか。横浜でも、通勤の距離というものは平均すると三・五キロぐらいだそうなんです。そこで、飛鳥田市長も一ひざ乗り出して、あなたも国家公安委員長で、本気でひとつ検討してくれんか、自分もひとつ市の能力であとう限りの調査をする。そして政府は政府で、たとえば道路の利用の面から言うならば、建設省とも横の連絡をとる、国家公安委員会、自治省、こういうものが緊密に連絡を取り合つて、そしてこれがほんとに、あなたの言うように、自転車時代というものをもう一

べん見直すことが自分もできるように思うから、そうならた横浜をモデル指定してくれてもいい、協力しようという話でした。やっぱり政治というもの、百の議論をしておりましてこれはどうものになりません。いいと思つたら何でもひとつずばずばやるということで、私、けささっそく警察庁の交通局長に会いまして、その趣を話して、北郊のあり方、またそれは一体自転車奨励を国としてやっておるのか、あるいはコペンハーゲンという都市がやっておるのか、そしてその効用のあり方、安全性の問題、こういうものを至急すみやかに調査するようにという指示をしたわけであります。おそろく飛鳥田君も、きょうから横浜市的能力をあげて十分こういつたことを努力してみろという話でしたから、これはいまたまた和田さんが一例に七環をあげられましたから、私、時間をいただいて、きのうからの話をたとえ話として申し上げたわけですが、やっぱり地方自治体の協力を得ながら、もしそれが可能であり、それがまた住民のために役立つことであるというなら、これはやはり果敢に実行に移していくことが必要じゃないか。すでにこの自転車の話も、果として岡山県、それから大阪府ですね。特に大阪の市長が熱心で、舗装道路に特別の自転車専用レーンをつくつてやっておられるという話なども、いま交通局長から報告を聞いたところでありますが、一つずつ実行に移して、何かひとつ新機軸を開いていきたいものだとうふに考えております。

○和田静夫君 大体実行されるときは私たちが出した知事や市長のところだけ、こういうことになつてくるわけですね。その辺がひとつやっぱりたいへん大切なことですから、十分に目を向けてやってみてほしいと思ひますが、ちよつと時間があるりませんから、たいへん縛られてますんで、基本的な問題だけ聞きますが、四十八年度から、新五年計画によって、従来十兆円余の事業費が十九兆五千億にふくれ上がりました。これによって道路公害がますます深刻化しないという保証はどこにもないわけですね。自治大臣は住民の静かな生活環境を守るといふ立場に立つて、市街化区域内の道路の建設にあたっては、幅広い緑地帯を両側に設けるとか、あるいは騒音の拡散を避けるために平面から掘り下げるとか、道路の構造を根本的に変えるように真剣に考える。先ほど言われた便法も便法でしょうが、こういう基本的な問題について閣議でもつと主張をされるべきだと、こう思ひます。

で、そのことについて伺いたいんですが、時間ありませんから、次もまた一緒にやりますが、私は、国が道路予算を組んだ、そうしてそれに対応して地方の費用が幾らかかる、さあ特定財源が少なければいけません、これがいままでの自治省の対応であった。これがプロとしての私は行政の対応と言へると思つてた。しかし、アマチュアとしての住民というのは、もうそういうプロの行政には満足しなくなつています。私が冒頭、大臣の所信表明に対して官僚的陳腐さを指摘をしたのは、こうした従来からの行政手法の転換への意欲が見られなかったのであります。公共施設というものをどういう形でつくるのか、また配置するののか。というのは、いままで、そうして現在も、一部の専門家と行政当局者が立案した都市計画によるほかない。そういう公共施設ができることが住民にとって受益になるかどうかの判断というものは、これは立案者側がかつてに下すことになつております。しかし、私は専門家の存在を尊重するがゆえに、この専門家たちのたてまえはともあれ、本音の中には、あり得べき町の姿について住民の間で合意を成立させる手続が彼らの立案の中心にすわつていない。それは彼らの立案にとつてやっかいごとであるからだと思ひます。私は、このところプロによる行政の限界がはじめていふ、そう考へるのです。昨年の五月一日付の自治省の行政局通達には、「コミュニティ計画の策定に参加することを希望するすべてのコミュニティ組織に参加の機会が与えられるような住民参加の方式について検討すること」、こうあるんです。この自治省による住民参加の方式というのはどう

住民の中から自然発生的な一つの強い要望として、
 こういうものをつくりたい、こういうものを心がけ
 たい、金がない、何とかならないかというものの
 で、それが地域住民の福祉にも、また生活改善
 上にも、あらゆる面で利用される、けっこうな
 のだということであれば、自治省としてはあとう
 りこれに手をかす——まあいまは超償の程度で

○國務大臣(江崎真澄君) これはやはり私は話に合えばわかるという感じがしております。したがって、両々そのきわ立つた主張のみをマスコミ方面でも取り上げられる傾向があるようであります。が、場面によっては、私はやっぱり建設省とかあるいは私どもの自治省、關係省のまず事務当局同士が話し合いをすれば、よほどの部分までは解決

の基礎として取り入れたところに私はあると思う。さらにイギリス政府がロンドンの新空港の建設場所を変更しましたが、その変更を強く勧告したのはこのブキャナンであります。私は田中ブルドーザー内閣におけるブキャナンの役割割りというのを、実はいままでの論議を通じて私の考え方を述べましたから、ほかならぬ江崎自治大臣に強く

○和田静夫君　そうしますと、私が指摘したとおり、第二交付税的なものを自治大臣としても強く求め、それを行なっていく、こう理解してよろしいですね。

○国務大臣(江崎真澄君)　まあそれが第二交付税的なものになりますか、どういうことになりますか。少なくとも、地方の自治財源というものの

をもう少しやはり豊かにしていくことは、自治省として責任が重いというふうに考えております。

○和田静夫君 私は、今日、政府の官僚の中に、地方団体の財政運営についていろいろの危惧があるのを知っています。そして、この包括補助金についていろいろの危惧はあるけれども、金を出すと口も出したくなる、しかしながら、この際目をつぶって金を出そうではないか、まあそういう議論があるのを知っています。そこで私は、国の役人がこまできたのは実は進歩だと考えているわけ

です。自治の発展にとって好ましいものだというふうに思っています。自治大臣として、この地方団体への開発のための包括補助金的なもので、こういう実現に、いまの答弁もありましたが、積極的に努力をしてみたい、こういうふう

に要望を強く申し上げておきます。

そこで、地方自治法の改正に関連して、三ポイント、ちよつときよう所信表明との関係でお聞きをしておきます。

第一に、自治省の関係者の一人である久世さんは、この学陽書房の「地方自治法」の一三二ページの中で、「古くから存在する制度としての一部事務組合制度は、広域行政の主体を新しくつくり、これに議決機関としての組合議会を加えることによつて、議会の存在を主張したが、その後あらわれた諸制度は、むしろ議会の介入を省くことによつて広域行政の能率的処理をはかうとする傾向にあるのである。協議会方式や機関の共同設置、事務委託方式等は、議会議略型であり、その後考えられた連合方式なども、おおむね執行機関による体制を強化することにより、議会の介入をできるだけ縮小しようとする傾向にある」という明確に指摘をされています。つまり、一部事務組合なりあるいはゆる連合というものは、行政効率という観点から浮かび上がってきた制度なのです。一方、今度のもう一つの柱である特別区長公選の実施というのは、まさにそれは異なる次元の、自治という観点から出てきているはずであります。この二つの異なる理念のものを、私たちが

分離提案をしないといふと強く主張してきたのに反して、なぜ一本にして出してこられたのか。このところを自治大臣から一べん明確にしておいてもらいたいわけです。

○国務大臣(江崎真澄君) この地方自治法の改正につきましても、御承知のように、その国会において、極力同じ行政面にすることは一括して法改正をする、件別によつて法改正を二つにも三つにもすることは、これは従来の慣習から申しましてあり得ないこととさせていただきます。やはり一つの法律の改正ならば一括改正をする、こういうしきたりできているという、きわめて素朴な習慣的な意味もそこにあるわけでございます。

それから、広域行政はその行政効率を高めるためのものである、私そこまではそのとおりだというふうに思っています。しかし、いま御指摘のように、議会の権能とか会議というものを無視し、省略して、そして行政効率を高める、この議論にはどうも首肯しがたいわけがあります。むしろ、今日のように事務効率の高度化が言われますのは、時間的にも距離的にも、またその事務量においてもだんだん大きな変貌を遂げている時代にマッチさせるように、広域行政によつて、一自治体では負担にたえないものを、お互いの負担によつて能率的に処理をしていく、これはやはり時代の要請に沿つたものであるというふうに考えております。もとよりこの運営にあたつて、いま、——い

ずれまたこれはここで御質問を受ける場面もありましようから、なるべく時間をとらぬようにいたしますが、議会の権限、会議の重要性といったものが軽んぜられたり、いささかでもその権威をそこなうことのないように十分心がけてまいりたい。また、当然そうしなければならぬというふう

に私も思つておるものでございます。

○和田静夫君 深い議論はきょうのあれじやありませんから。ただ、答弁の中にありましたように、こういうような慣行であつたから出されたという答弁はいただけないのでありまして、同一議會、同一法について、何べんかそれは分離して出され

ているのは過去の例に幾らでもありますから、それも調べは終わつていますので、このことは申し上げておきます。

いわゆる連合についての法律が、一度これはもう明確に廃案になつたわけですよ、六十五国会から論議をして。しかも、六十五国会では政府側から答弁がいただけない部分をたくさん残したまま、そうして六十八国会でいわゆる廃案になつた。そのものを、そういう事実というものを江崎自治大臣がどういうふうに判断をされて、同様の法律を再提案をされたのか、これをちよつと簡単に

……。

○国務大臣(江崎真澄君) まあ廃案になる、そしてその審議の過程でいろいろ議論がなされ、その議論を参酌しましてある程度の手直しはしたというつもりでございます。したがつて、どうも反対意見としてなるほど耳傾ける点については、これはやはり、私、行政府として考慮することは当然でありますから、そういう配慮の上に立つて今度出し直されたものというふうに考えております。

○和田静夫君 私は自治省が区長公選制に踏み切つた、この裏には、準公選という方式を編み出した市民運動の力が大きく働いたと考えています。しかるに、自治省は準公選は違法だと言つた。この市民運動に水をぶつかけていたわけですね。ところが、今回の法改正では、大臣、違法だと言つておつた準公選を、自分の間認める形をとつておられるんですよ。自治省は違法だということ

を改めてないんですよ。それを認める形をとつて、私は法制局長官にまでここに來てもらつて、そうして準公選条例が違法かどうかという議論を展開をいたしましたよ、かつて。そして自治省は、準公選は好ましくないといつたそんな表現ではないんですよ、はっきりと違法だと言ひ切つたんですよ。そういうふう

に言ひ切つては、これは自治省が準公選は違法だと言ひ切つてきた責任というものが明らかに

されなければならないと思ふんです。その点は、一体どういうふうにはつきりさせたのですか。——これはもう行政局長じやなくて、大臣ですよ、この辺は。

○政府委員(林忠雄君) かつて自治省が準公選を違法だと言つておつたのは、その条例の規定のしかたによつて、法律上、議會に与えられている選任権を侵すという疑いがある場合に違法だということと言つてきたわけでございます。そこで、現実

に起こつた品川区なりその他の準公選の条例の規定の指定いかんによつて、議會がただ参考に供するといふだけの範囲であれば、違法とはいひ切れな

ないといふものがあるといふことでござい

ます。そこで、いま先生の、その違法だと言つたものを認めるという形で今回は提出してはおりませんので、正式の区長公選は五十年に実施するのでござい

ますけれども、それまでに、現在区長が選ばれないところでは、今度は法的に、合法的に住民の意思を問うて選

ぶ道を暫定的に設けたということとござい

ますから、前の時代の違法とは全く違ひまして、違法なものを残したということではござい

ませんので、御了解いただきたいと思ひ

ます。

○和田静夫君 大臣、そこちよつと答弁してください。これ、論議はあとに残しますから、どうぞ。○国務大臣(江崎真澄君) もとより合法的なものという

ことで、便宜規定としての準公選を認めたというわけでございます。

○和田静夫君 まあ大体その三つぐらいの、基本だけ聞いておきます。これは問題が非常に多いですから、非常に長い時間をかけなければならぬことだけは申し上げておきます。

それから、自治省のコミニティづくりですね、指定が今年度限りです。自治省がこれを手がけた過去三年間、どういう総括に基づいて今年度限りにされたのか。あんまり時間をかけずに、ちよつと

○政府委員(林忠雄君) これは当初の予定として

今年度限りになったわけでございます。非常にうまくいかなかったからとかいうことではございませんので、ある程度のモデルをつくって、その実際の動きを見て、さらに新しい対策を立てるといふ、ひとつの経過でございます。本年度で大体当初予定したぐらいのモデル設定を終わるといふことでございます。

○和田静夫君 私はこのコミュニティについての自治省関係者のお書きになったものは、まあ大体全部読んだつもりでおります。それから、あつちこつちへ出られてしゃべったことについても、その速記録は読ませてもらったつもりでございます。いろいろ試行錯誤があつたようでありまして、少なくとも最近のものについて言えば、ほとんど異論がないのであります。その異論がないというのは、自発的なもので、あとは行政は手を出さない、そういう手助けをするだけだ、そういう意味では異論がないのであります。にもかかわらず、私は自治省がコミュニティづくりに乗り出すことについては、前のときにも反対をしておりました。今日も反対であることは間違ひありません。というのは、自治省の行政当局者たちがどのような意でこれを行なわれるにしても、自治省がそれを行なう限り、アメリカの福祉事業面で構成されたコミュニティオーガニゼーションみたいなものになんてどうしてもなつてしまふと私は判断するからなんです。それはいまでは黒人スラム対策だと言つてよいわけでしょう。イギリスにおけるフェビアン、自発的なコミュニティアクションを行政があと押しをするといった形では決してあつてはいないわけですね。で、フェビアンのコミュニティアクションというのは、あくまでも住民サイドからのコミュニティ開発が主軸にあつて、それに必要なプロフェッショナルズというふうなものをこの行政サイドから援助するという形でしょう。たとえばセミプロとしての大学院生が実習的にコミュニティに入つて、その間、政府がその学生の経済的なめんどうを見てやる、こういう形なんですね。ところが、アメリカのインターグループワークの理論

から出てきたコミュニティというのは、行政の側からコミュニティを盛り起こすという思想が濃厚なわけでしょう。自治省の最初のこのコミュニティ対策要綱には、明らかにそういう思想があつた。それが四十七年度から見事に直つております。が、それでも私は、行政があらゆることに深入りして過ぎて、自発的な社会運動の結果的に抑制してしまふという明治以来の傾向があるから実は安心ができません。よつて反対、こういう論拠であつて、あのときも反対しているわけですね。で、コミュニティという自治省のこの西歐的タームとビジョンが、日本的風土に接触するときにはきわめて古い町内会的なものに還元されてしまふ。そこが私は問題だし、危険だといふふうに考へてゐるわけですね。その点、大臣どうです。

○國務大臣(江崎真澄君) いま御指摘のような点を極力排除して、今日までモデルづくりに努力をしてきたというのが自治省の立場であるといふふうに私は素直に理解しておるわけでございまして、なかなかいいものができておりました。理想的な集会所、それが立体的に、主婦の教養の場であつたり、また町内といふものに、近隣それぞれのグループの合意の場であつたりといふふうに集会所がつくられる。あるいは通学道路と併用して、森と社とお寺を結ぶやすらぎの道路なんといふようなものをつくる。自転車も通さない、自動車はもとより通れないといふような、歩行者専用の花の四季おりおり一ぱいになる道路づくりをする。まことに日本の従来の形になつた、しかも、各省どこにも所屬しないような、そういうモデルができたことは非常にいいことだと思つております。自治省としては、金を貸す、その貸し方について関与することはありましようが、あとについては何ら制約をしない。まあまあ、初めて取り入れたにしまして成功をしたのではないかと。むしろ、いま指摘されるようなことにこだわつてこの制度をなくしてしまふといふことは、これは逆ではないか。むしろ、いま御指摘になるような弊害のない姿、これを自治省としても考へ、また、どういふ形で

これを育てていくか。十分これまでの実験によりまして理想的なものに持つていくことができるのではないかと考へてゐます。

○和田静夫君 そうすると、これはあとはどういうふうになるわけですか、行政局長。ここはやめる……

(理事寺本広作君退席、委員長着席)

○政府委員(林忠雄君) ただいま御説明したように、一つのモデルづくりといふことは、そのモデルといふものを実験の場に供して、民間に自主的にコミュニティをつくらうといふ空気が盛り上がることを考へたわけでございます。そこで、三年間かかつて一応ある程度の個所のモデルづくりを終つたので、モデルの指定はこととして終わろうかと。で、その動きを見て、自主的に民間に起こつてくるもの、そういうものに対して、さらにそれを助ける手段——起債とかその他があれば、それらを通じては今後もういづつくりを手助けはしていきたい。いま先生の御指摘のように、こちらから指導してつくらせるといふ形は、初めから考へていなかったつもりでございます。その意味で、モデルも、今回一応大体のところにてきて、身近なところでモデルが見られるようになったから、これでひとまずやめようかと考へてゐる次第でございます。

○和田静夫君 これはこの質問が、かなり時間がたつちやつたから、いつだったか忘れちやつたんですが、私が関西を歩いているときの新聞で、かね「道州制の確立」といふ見出しで、「関西経済連合会は五月七日、「広域行政と財政制度」と題する研究結果を発表した。それによると、現在の地方財政制度は現状にマッチしてないため、地方財政の硬直化や財政支出の非効率などを招いており、これを是正するには①道州制を確立し、道州に国の出先機関を吸収する②税制を再編成し、新しい広域行政に適合した税制の確立——などが必要だと指摘している。これは新聞記事です。そこで、すぐその翌日実はこの大臣質問が予定されていまして、帰つてきてこれですぐやら

うと思つて当時用意したものです。そうしたら、けさばくが会館へ来まして、「広域行政と財政制度」という関西経済連合会のこれがたまたま入つていた。それから、まだ全然読むひまありません。私自身も、内容についてはまだ全部読んで申し上げてゐるのではありませんが、いま新聞記事で読んだ限りにおいて、ここにあらわれた見解ですね、これについて、どのような感想を自治大臣はお持ちになつてゐますか。

○國務大臣(江崎真澄君) この道州制問題は、早くからいろいろな機関によつて議論をされております。日本商工会議所も積極的でございます。私も深い関心を持って今日まで接しておるわけでありまして。私はやつぱり一つの意見を表明したものだといふふうに思ひます。明治のいわゆる廢藩置縣以来百年近く経過をし、しかも、時間的、距離的にもこの日本列島そのものが非常に能率的で狭くなつたといふたてまえから言つと、必ずしもあの百年以前のこれが最良のものである、理想的なものであるといふことは言ひ得ないと思ふのです。ところが、すでに長い経過を経ましたと、おのずとそこには一つの累意識といひます。か、住民感情ですね、ここで言われる住民感情が根強く固まつてきております。これはいい意味、悪い意味を含めて、やはりそれを無視して、政府が、また経済界が、強制的に合併を強要したり、あるいは道州制の方向をとるといふことは簡単な問題ではないといふふうに思ひます。特に、住民感情が中心になつて地方公共団体が運営されていくといふあり方から申しまして、にわかには政府が指導をして道州制を指向するといふことは好ましくないといふふうに私も考へております。今後、地方制度調査会の意見等々も徴しながら、十分慎重に検討をしていく問題であるといふ感じがございまして。

○和田静夫君 ちょっと自治大臣の答弁はたいへん危険なんです、聞きますがね……

○國務大臣(江崎真澄君) 危険ですかね。

○和田静夫君 この提言というのは、これはあつ

てしかるべきものだ、そしてそういう方向というのはいいことなんだと、しかしながら、政府やあるいは財界が、力でもってそういう方向に持っていくことをにわかにするという事は、いまのところは考えません、制度調査会その他に……

○国務大臣(江崎真澄君) 押しつけるものでない。

○和田静夫君 制度調査会その他を通して、道州制が出てきた場合には、それを受けてやっていく、そういう指向をお持ちなわけですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 私、いまそういうことを申し上げたんじゃないんです。道州制を検討されておる意見というものは、私はやっぱり傾聴に値する一つの意見である。「一つの意見」と申し上げたつもりであります。しかし、これを実際に推進するかということになると、そう簡単ではない。やはり住民の意識というのが中心でなければならぬ、これは住民の意識が、隣の県と隣の県と合併したほうがいいということが大多数の傾向として顕著になってきた場合には、これはやはり具体的に検討をする、これは自治省として私当然なことだと思ふ。ただ、いまにわかにならうというレポーターが出されたからといって、道州制に政府として踏み切るなどとは考えておりません。道州制の問題は、今後も地方制度調査会などの意見も徴しながら十分検討してまいります、こういうことを申し上げたので、別に地方制度調査会がそういうものを指向したからまたすぐ政府がやるとか、そういうことを具体的に触れておるものじゃございせん。これはまた、政府がそれを考えたからといってにわかにならうものじゃありません、むしろ住民がまたそういうレポーター等に刺激を受けて、ぜひひとつ合併に踏み切ろう、こうなってきた場合は当然考えなければならぬわけでありまうが、いま今日の段階で、あなたが言われるような、危険な方向を考へたり、新たに問題を提起しようという姿勢でおることではないことははっきり申し上げておきます。

○和田静夫君 この国会で、過ぎ去ったことについて私は触れようとは思いませんが、たとえば私たちが道州制という場合に敏感に感じ取るのは、この国の道州制の発想の歴史というものに非常に危険なものを感じ取っている、知っているからです。いわゆる二・二六事件のあとを受けた廣田弘毅内閣で、しかも提起者が陸軍大臣であったというところ、あるいは昭和十七年四月の翼賛議會選挙を経て、その十七年九月二十六日から二十九日の間にわたる大政翼賛會第三回中央協力會議で、時の資本の代表である膳桂之助氏が強く求めた道州制論であったということ、それが万国博覧會を中心としながら、関西財界でもって一回、二回、三回と、こういう形で累積的に決議が行なわれてきているというところ、こういうところに日本の歴史とのつながりにおいてたいへん私たちは危険性を感じるから、この問題については、歴史を逆行させることがない、そういうことを基本におきながら考えていかねばならないということ、そういうことを実は大切に思っているからなんです。この点はあえて申し上げておきます。

そこで、私はこう思うんです。最近、自治省なり、地方制度調査会なりの議論は地方制度の改革についてたいへん慎重になつて、そして、自分たちのビジョンを明確にしなから、法解釈のなしくずしの転換とでもいいますか、そういうものを立法操作で何かやろうとしている感じがどうもするんです。で、私たちは、それで非常に議論がある意味ではしにくくなっています。ここらで、自治省として旧態依然たるあんな連合法案なんていうのはここでばつと下げて、そして分離してしまつて、区長公選問題だけをこでさつと満場一致で通していつて、そして地方制度の改革についてのビジョンをもつとしっかり打ち出されたらどうですか。それを中心にして、一べん地方行政委員会などで根本から、自治大臣、論議をしてみたらどうでしょう。

○国務大臣(江崎真澄君) 私は、この市町村の新たな合併方途と、それから今度法案として御審議に供しようとしたしております広域行政の能率化を主目的としたいわゆる市町村連合とは、根本的に違ふと思つておるんです。ですから、これはやはり同日の議論ではない。したがって、いまおっしゃる通りに、市町村の新たな合併を一体どうするべきか、これは行政の面からも絶えず検討していかなければならぬ問題だと思ひますが、それはそれ、同時に広域行政の能率化を主軸とする今度の市町村連合というものは、これは一部事務組合で達し得なかつた、もつと広範な、自由な共同事業の推進という点において、きわめて時宜を得たものであるというふうに考へて御提案したというわけでございます。

○和田静夫君 肝心なほうの答弁が抜けています。

○国務大臣(江崎真澄君) 自治体のビジョンと申しますか、今後どうあるべきかという具体的方途については、これはやはり常に絶えざる努力を続け、検討をし、できるだけ成果を得るようになつて、検討をしたいと思います。しかし、それとて、これは自治省独自の立場で行なうものではなくて、少なくとも関係六団体等の意向を十分徴する、あるいは各省庁の意見を徴しながら、最も理想的な地方自治体のあり方について検討を加える、これはもう自治省としては絶えざる努力を続けてまいらねばならぬものであるというふうに考へます。

○和田静夫君 大阪の千日前デパートビル火災の惨事から一年、先日新宿で雑居ビルの火災がありました。いわゆる雑居ビルや、雑居ビルの様相のさらに深刻な地下街ですね、これについてこの一年間、防災体制の面で何らかの前進が見られたとお思ひになりますか。

○国務大臣(江崎真澄君) 雑居ビルの問題は、たまたまあのビルに、午前中でありますために従業員が高層部に比較的少なかつた。また、エレベーターが避難用に幸ひ利用された。これは普通であるならば、エレベーターで逃げるなんていうようなことは一番危険なわけですが、そういうことと被害が比較的少なかつた。もつとも死者一名というわけですが、あの千日前ビルとは全然趣を異にしておる。よかつたと思つております。したがひまして、私はこのビル——ごく小さな、長い、いわゆるペンシルビルとでもいいですか、こういうビルの小火災——でしよう、全国的に見れば——ではありましたが、あえて閣議で発言をいたしました、今後少なくともこの雑居ビル等々、建築基準法には違反してはなくても、極力屋外階段をつけて、こういうにわかの場合にそれをもつてカバーできるようにするとか、あるいは病院においては、さかのぼってスプリンクラーを設置するべくその財政措置を講ずるか、関係各省庁の大臣にも協力を求め、賛同を得たようなわけでありまう。今日までの成果については、ちやうど消防庁長官もおりますので、詳細にわたつて申し上げさせていただきます。

○和田静夫君 あわせて答弁もいたしますから。先般、行管庁の雑居ビルの査察に基づいて勧告が出ていますね。これを消防行政の任にあるものとしてどう受けとめ、どう対処をされるか、同時にちやうと……

○政府委員(宮澤弘吉) 雑居ビル等につきましては、ただいま大臣から御答弁を申し上げたわけですが、特に、和田委員の御指摘の地下街の問題でございます。私も、やはり今後火災を含めた災害、特に、都市災害の中でいろいろ問題が起きるといたしますと、やはり、そのうちの重大なものの一つは地下街であろうと思つております。これにつきましても、過日の国会でも、建設大臣が、地下街についてまとまつた立法措置をすることを検討したいというような答弁をしておられたように仄聞をいたしているわけでございますが、立法措置は立法措置といたしまして、私ども、関係の建設、警察、運輸、私どもで、ただいま、地下街の建設及び管理の問題につきましても協議会を設けましていろいろ検討をいたしておりますが、その方向をいたしましては、なるべくひとつ地下街の建設というものは、経済的な意味も

ございますけれども、抑制的な方向でものを考えていかなければならぬんじゃないか、こういうふうなことで研究をいたしている最中でございます。

それから行政管理局の勧告の問題でございますが、これは主として、ただいまおっしゃいましたような千日前デパートビル火災にかんがみまして、中高層建物、雑居ビル、地下街というもののに対する勧告でございます。勧告されたいといういふ事項につきましては、なるほど、私も同意いたしましたけれども十分今後関心を持っていかねければならないことがございます。ただ、特に目新しいものはございませんけれども、しかし、指摘をされました事項は、たとえば雑居ビルにいたしましても、防火管理者を置く、あるいは共同防火管理を行なえという規定、規制をいたしておりますけれども、これが現実に行なわれていない、そういう指摘がございました。特に目新しいものはないとは申しますが、やはり私もその指導なり、あるいは現地の消防機関というものがさらに戒心をしてやっつけていかなければならない点が指摘をされていると、こういう感じでございます。しかし、私もさらに、時間もございませんで簡単に付言をさせていただきますならば、現在消防職員は七万全国におりますけれども、消防職員だけの手で予防査察を行なえと申しまして、その限度がございまして、やはり、関係施設経営者あるいは市民一人一人が、そういうものについての意識を高めていくような方策を特に考えていかなければいけない、こういう感じを持っております。

○和田静夫君 大阪の梅田の地下街の状況について、五月九日のテレビで専門家が、一元的な管理とか、あるいは燃えぐさの規制だとか、あるいはメイン通路の改善だとか、地上にのぼる階段をふやすとか、いろいろ提言をしても、行政の側はほとんど基本的なところには手をつけられないで、結局、商店街の商業主義が勝つてしまうと嘆いていましたよ。ここで何か打つ手はないか、これをどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(宮澤弘君) 地下街につきましては、先ほども申しましたように、道路の管理の問題あるいは建築基準の問題、防災の問題等、各省にものが分かれております。そこで、建設大臣の御答弁のように、地下街の規制について一つのまとまった制度をつくっていくことの検討をしたいという御答弁になったのであらうと思っております。そういうように、各省に権限が分かれておりますこともございまして、地下街自身を総体としてとらえて、この建設管理をやっていくという体制が率直に申してできておりません。私も消防防災の立場から申しますならば、消防防災の立場としての規制がございまして、それにつきましては、やはり現地の消防機関はその規制の履行に十分手を尽くしているはずでございますけれども、しかし、御指摘のように、やはり中にはそういう安全性というものの価値観に対して一種のコンプライアンスの力が強い場合には、必ずしもそういう予防、規制の行制が十分にいかない点があるかと思っております。そういう点は、私も今後さらに十分指導をしていかなければならないと思っております。

○和田静夫君 大臣、大体この辺の締めくくりに、ところで、ひとつ、週休二日制の問題で尋ねたいのですが、私は、週休二日制の実施というのにはすでに時代の要請だと思っておりますが、これを全国的に普及させていく上で、官庁が先行してそれを実施していくことの意味は非常に大きいと思っております。で、文部省の方針にも何かそういう動きがあるようでありまして、地方自治体の中にも、時代の要請に先がけるといふ意識で先行してそれを実施していく動き、これが見られますね。そこで、この動きについて大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 週休二日制というのは、これはもうまさに時代の要請であります。日本、日本の国勢からいいますと、採用可能な、きわめて妥当性のある制度であるというふうにな

ず思っております。

それから、地方自治体の場合は、これは現在のところ、御承知のとおり部内において勤務のやりくりをいたしまして、そして週休二日制を月のうち何度かやっておる、その深淺の度合いはあります。そういう形でありまして、完全な週休二日制ではございません。したがって、私も自治省としては、将来、完全な週休二日制をどういう形で実行に移していくか、目下これについて検討努力をしておる段階というのが実情でございます。

○和田静夫君 端的に言って、そうすると自治大臣は週休二日制に踏み切られると。そのためにはどういう便法で行くかという検討と、そういうことですね。

○国務大臣(江崎真澄君) 当然これはもう実行に移すものでなければならぬ。ただ、いつどの時点からどういふふうに行かぬか、これはやはり慎重でなければならぬ。住民に少なくとも迷惑がかかるという形で週休二日制がなされても、これはやはり地方自治体としてはきわめて困ったことになると思っております。したがって、住民に迷惑をかけない。それから、できるならば仕事の合理化によつて人員を増加させないで済むものか、これも重要な点だと思っております。いま御質問のありました消防それから警察官、これなどの問題、二十四時間勤務をいたしております職種——病院ですね、こういったものもございまして、われわれ自治省としては、地方公務員としての警察官、それから消防、こういった扱いをどうするか、こういうものとあわせて考えてまいりませんと、これは画竜点睛を欠くというか、円滑な実行に資することはできません。したがって、きわめて問題は複雑多岐であります。しかも、住民に行き届くという目下その具体策を、しかも、住民に迷惑をかけないという原則のもとにどう実行するかという点に配慮をして検討をしておる、こういう段階でございます。

○和田静夫君 次に、警察庁と国家公安委員長に

お尋ねをいたしますが、五月二十五日に、これは神奈川県横須賀市にある住友重機械工業株式会社浦賀造船所所長増井二郎、追浜造船所所長渡辺武雄、川崎造船所所長橋本義典、東横造船所所長木村一郎の名で「横須賀市長に横山和夫氏を」という調査表の文書が、横須賀エンジニアリング会社の「調査表の記入について」という裏面のガリ版印刷を付して、横須賀エンジニアリング会社全従業員の給料袋に入れてこの文書がばらまかれた。これは当局としても何かお調べになっているようでありまして、何か結果が出てまいりましょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは私も新聞で承知をいたしまして、その後、関係者から報告を受けて、実情についてはよく承知いたしております。もとより、警察としては、選挙の公正の確保という立場から厳正公正に取り締まりをしていく、これではなればならぬと考えております。それが、厳重な注意勧告等をいたしてもなお足らざる場合においては、事前といえどもやはり検査をするということもあり得ましょう。この問題につきましては、具体的に詳しく政府委員から御答弁をさせることにいたします。

○説明員(小林君) ただいま御質問の文書の頒布につきましては、警察のほうでも捜査を進めてまいっております。五月の二十一日ごろに、住友重機械工業株式会社の中で開催されました下請業者の連合会、この席上で、同社の総務部長が部下に指示をいたしまして、下請会社約四十社の代表らに對しまして、従業員に対して頒布してくるよう、ただいま和田議員からお話ございました文書を依頼したわけでございまして、これは、先ほど出ておりますように、三名の連名の三種の文書でございますが、文面から見まして、事前運動の容疑ということが明らかでございますので、さっそく警察のほうから厳重に警告をいたしまして、頒布いたしました文書の大半を回収させておるという現状でございます。

○和田静夫君 そこで、いまも言われましたよう

に、下請の何か連合会——横須賀エージニアリング会社の話だと、この住友重機の下請の会社八十社ですか、この社長でつくる組合で決定した。こういう決定参加者たちの立場というのは一体どういうふうになりますか。

○説明員(小林朴君) この問題は非常にむずかしい選挙法の問題でございまして、候補者を推薦するといふ白紙の立場で皆さんが集まってやる場合につきましては、公職選挙法のワケ外ということになるわけでございまして、特定の者が特定の意図のもとに、関連する機関に対して、いろいろと特定の候補者を推薦するように働きかけるといふことになりまして、やはり事前運動の客観性という点になりまして、この事件の措置等に関連をいたしまして、今後の捜査とあわせて措置をすることを検討したい、こういうふうと考えております。

○和田静夫君 長官、これ、表を提出しない人——たとえば調査表が渡っているわけでしょう、この調査表が給料袋の中に入って渡ったわけですか。そうすると、表を提出しない人の名前が会社にすぐわかる仕組みです、これを返してこない。これはたいへん強制的なものですね。で、思想、信条の自由を会社機構を通して縛りつける、こういうものであつて、憲法十九条に抵触する行為であるというふうに考えられませんか。いかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) いま、これ、私も小林君から見られて、ここで見ておるわけでありまして、これは調査表となつておりますが、いづれにしても、後援会入会の書類というふうな形になつております。したがつて、にわかにこれは政治、信条その他を調査するということになるのか、単なる入会申込書であるか、これは検討を要する点だと思ひますが、この問題全体を通じまして、これはもうすでに厳重警告を発しております。これは公選法百二十九条、百四十二条違反容疑ということでの厳重警告を発して今日に

至つておるわけでありまして、今後十分捜査にまわりたい、結論は捜査の結果にまわりたい、こう思つておりますので、もうしばらく預からせていただきますかと思ひます。

○和田静夫君 ちよつと認識の違いがありますから。後援会入会の書類なら私は問題にするつもりは全然なかつたのですが、これは全然後援会入会のしおりなどというのではないのです。しかも、全員に配付されているということは、未成年者に対して配付されているということ、未成年者に対して、いわゆる選挙運動、事前運動といふものを強要したという、そういう形でも公職選挙法に於いてはやはり明らかに抵触する。給料袋の中に入れてあるのですから、あるいは署名を強要する形のものである。あるいはアンケート、人気投票的なもの、あるいは利益誘導的なもの、公選法の二百二十一条、二百二十二条、二百二十三条との関係においても、あるいは未成年者の関係でいへば、公選法の百三十七条の二項に關する問題についても、たいへん多くの問題を実は包蔵しております。したがつて、いま答弁がございました、その基本的な姿勢について十分に考えますので、これについては適正な措置をされるように望んでおきますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) もとより慎重に今後検討をし、捜査の結果に結論はまわりたいと思ひますが、実はなかなかむずかしいところですね。貴殿におかれましては本趣旨に御賛同いただいて、何がしの後援会に御入会下さるよう切にお願いいたします。「なお、同封の調査表(困苦しい名称で恐縮ですが後援会申込書と推せん者名簿を兼ねておりますので御諒承願います)」というたし書きで、この調査表などという調査表という名称は私どもちよつと率直に言つて適當でないと思ひますが、こんなカッコ書きまで書いておるようでございますが、十分これは捜査いたします。

○和田静夫君 本日の新聞によりまして、「魚のPCB汚染進む」ということで、水産庁の調査結果が発表されております。その概要をまず簡単に、

に、時間がありませんから伺いたい。

○説明員(前田優君) お答えいたします。PCBの調査につきましては、特に魚介類に多く含まれておるといふことで、昨年概要調査と申しますか、全国的な調査を環境庁と一緒にやつたわけでございまして、その結果は昨年の十二月に発表したところでございまして、その全国百十水域についてやりました概要調査の結果を勘案いたしまして、その際に出てまいりましたガイドライン、沿岸部につきまして3PPM以上出ました水域、及び過去におきます資料から汚れておると思はれる水域、十四水域におきまして、精密調査をしたわけであります。この精密調査のねらいは、いわゆる概要調査の際には、非常に広い水域につきましてわずかの検体でございしましたが、精密調査に当たりましては、その汚染魚が出ました水域を中心にしたわけでございまして、大体二百検体とりまして調査したわけでございまして、その調査結果がまとまりましたので、昨日発表したのでございします。

その概要を申し上げますと、総検体数が二千七百八十検体、そのうち、水について調査したわけでございしますが、水からは出てまいりませんでした。底のどろにつきまして三百一検体調査したわけでございします。そのうち、全然PCBが出てまいりませんでしたものが五十三検体ございします。検出されたものは二百四十八検体のうち、一〇PPMをこえるものは三検体でございします。なお、一〇〇PPMをこえるものはございしません。

魚介類につきましては、十四水域につきまして、二千二百七十三検体を調査いたしました。このうち海の魚介類では、千六百七十七検体中、三PPMをこえるものは九十八検体、淡水の魚につきましては、五百九十六検体のうち、三PPMをこえるものは五十五検体であつたわけでございします。なお、地域を申し上げますと、三PPMをこえ

る魚が出ました水域を申し上げます。新潟県の関川という川がございします。この関川でございします。それから福井県の敦賀湾、それから滋賀県の瀬田川・琵琶湖、京都府の淀川、兵庫県の、大阪湾北西部と申しておりますが、兵庫県寄りでございます。それから香川県の高砂の地先、それから山口県の岩国の地先、それから大分県の別府湾の中で大分川の河口ということで昨日発表したのであります。

○和田静夫君 これは実は地方行政委員会ではいまから取り上げるかといふと、漁業補償については各地方で自主的にやつてもらふしか方法がないといふ長官発言があるものですから、ちよつと急遽取り上げるわけですが、まず一つその基本になるもので聞けるわけは、今回の調査によると、食品衛生調査会の建議に基づく厚生省の指導基準三PPMを上回るものが八水域ということなんです、いま言われたのは、そうすると、この三PPMというのは、食品衛生法の第七条の規定に基づくものではないと思ひますが、これはどうか。

○説明員(前田優君) ガイドラインでございしますので、食品衛生法の第三条の規定には基づいていないと私も思ひます。

○和田静夫君 そうしますと、汚染されている魚といふのは、これを一般に販売しても、公然と売るものではないが、たとへば隠れて売つても別に法律違反といふことにはならないんですね。そういうことはないことをもちろん望みたいが、これでは、食品公害から国民の命を守つてという観点から見ると、はなはだ不十分な体制と言わなければならぬと思ひます。食品衛生法七条の規格、基準に早くすべきだろうと思ひますが、この辺はどうお考えになつていらっしゃるんですか。

○説明員(前田優君) いまのお話でございしますけれども、まあこれは厚生省の範疇に入ることかと思ひます。食品として、その基準を現在厚生省が出しておりますのはガイドラインという形で出してございまして、でき得れば、私どもも食品衛生法

の正確な基準ができることが望ましいと思いますけれども、いろいろな関係があつてガイドラインという形で出ているんだと思います。それ以上のことはちよつと厚生省……。

○和田静夫君 自治大臣。自治大臣としてはなく、田中内閣の閣僚の一員として、いま私が指摘をしたとおりなんです。この魚は売られても実は法律違反じゃない、住民は買う危険性がある、食べる危険性がある、したがって、どうしても私は厚生大臣と話し合つて、まさに田中内閣として、この食品衛生法第七条の基準というものを明らかにすべきだと思ふんです、しかも早く。いかがです。

○国務大臣(江崎真澄君) やはり社会不安を呼びますから、こういう問題は、見解を明らかにしてすみやかに対処することが必要だと思ひます。十分、注意を喚起したいと思ひます。

○和田静夫君 PCBが非常に多く使われたのは昭和三十年ごろから、その蓄積はこういうような問題となつて今日あらわれておるわけですが、漁業者にとつてはなほ迷惑なことですね、これは。漁業補償、PCBの汚染上の問題については、当然加害者側である企業が責めを負うべきものである、まずこの点の確認をしたいことと、それから、加害企業の不明の場合はだれが補償するのか。また、加害企業がこの責任をとる、あるいは責任の限度額を訴訟等で争つた場合、暫定的にだれが費用を負担することになるのか、この辺は環境庁、どうですか。

○説明員(太田耕二君) お答えいたします。

実は、公害に関する健康被害の賠償につきましては、不特定の場合は、ただいま国会に上程しようとしております法律でございますが、公害損害賠償保障に関する法律、それで解決されるべき問題ではございますが、一応特定される問題につきましては、目下のところ個々に話し合はれるべきではないかというふうに一般的に考えられております。この件につきましては、実は私以外の課で専門的に担当しておりますので、それ以上のことはちよつと申し上げかねることを御了承いただきたいと思います。

○説明員(前田優君) ただいまの件についてでございますが、水産庁といたしましては、三P・PM以上出ました水域につきまして、先生御指摘のとおり、現在漁業法でも、また食品衛生法でも、法律として罰するというような形がとれないもので、すから、県のほうで漁業協同組合と十分協議をいたしまして、自主的な規制をやるということで、やつていくところもございまして、これからやる場所もあるわけでございますが、そういう方向で対処しているわけでございます。なお、自主規制をいたしますと、当然漁業者が被害を受けるという形になるわけでございます。これらにつきましましては、今度の精密調査の目的の一つが、先ほど申し上げましたように、非常に狭いといひますか、汚染の場所を集約するという一つの目的もあつたわけでございます。で、たとえば距離五百メートルなら五百メートル以内に特に汚れているというところになりますと、そこにいわゆる排水口を持つ工場なり何なりがおのずと浮かび上がつてまいります。そういうところにつきましては、現在、すでに企業側と、県と、漁業者側との間で種々交渉が持たれておるところでございますが、私も聞いております範囲では、工場側も誠意を持って事に当たつておる、そのように聞いておるわけでございます。

ただ、先生最後におつしやいましたように、複合汚染の問題についてどうするかということでございます。高砂を除きますと、複合汚染の典型みたいな場があるわけでありまして、ここにございましては、いわゆる県が指導いたしまして、企業——個々の企業にございまして、企業群という形で、いろいろ漁業者と、この漁業被害にどう対処していくかということ、現在鋭意検討を進めていくところでございます。

○和田静夫君 昨年の七月、環境庁の水質保全局長から、知事、指定市長あてに「PCBの排出等

にかかると暫定的指導指針の設定について」、こういう通達を出されてますね。その概要を説明してもらいたいんですが、時間がありませんから、それが出されていることだけ——出されていまして、出されていまして。

そこで、この保全局長通達ですね。保全局長が通達を出す。これを受けた知事、指定市長は、区域内の市町村あるいは企業にそれを再度流す。企業は、こういう通達が回つてきたと受け取る。PCBから国民の健康をほんとうに守るためには、単にこのような書類の受け渡しだけではできないわけでしょう、自治大臣。現実に指導を進める県市町村並びにこの基準を守る企業の姿勢というものが問題になります。県、市町村の指導体制の現状について、自治省からこの機会に説明を願ひたいのです。これが一つです。

そして、地方財政計画を策定するときに、公害行政担当職員数の算定、並びにそれに関連する諸費用とでもいひますが、そういうものは、自治省はいろいろふうに織り込みをしていらつしやるか。この二点。

○政府委員(林忠雄君) いまの御指摘の、具体的な公害行政に関する、あせいこうせいという指導というものは、私どものほうでは特にやつておりません。農林省、厚生省、水産庁、それぞれ所管事項についてやつていただいております。財政的にどれだけ見るといふことは財政局長のほうから。

○政府委員(鎌田要人君) 公害関係におきまして、財政計画並びに地方交付税で見るとおるところでございます。

内容といたしましては、公害行政に従事する職員、これを四十七年度で申し上げますと、道府県二千八百五十人、市町村分二千四百二十五人、合計五千二百三十人、これを既定経費として積み込んでおります。四十八年度におきましては、一般公害対策、それから衛生研究所関係、保健所関係、都道府県の場合でございますと、そういうものを中心にいたしまして三百二十九人。市町村の場合

でございますと、一般公害対策職員、それから人口十万人以上の市につきまして、これを一名、衛生研究所関係で——大都市でございまして、二名、保健所関係で二名、都合二百三十五名。合計いたしまして五百六十四人。したがって、人員におきまして五千七百九十四人。そのほかに、公害の測定のための器具その他の事務費等を、普通交付税の基準財政需要の算定において見ておる、こういう状況でございます。

○和田静夫君 そこで、この問題を最後にします。水質汚濁防止法によるPCBの排水基準、これを正式に定めるには、処理方法、分析方法等がはつきりしなかつたりません。環境庁は、科学技術庁の研究の結果を待つて基準を定めることになるわけですが、いつごろまでにきまるのか、これを明らかにしていただきたい。

○説明員(太田耕二君) これは、科学技術庁で現在分析方法の検討——近くレポートが出されるように聞いております。これはごく近くというふうに聞いております。試験方法が確立いたしませんと、それに基づくその排水基準が出てまいりませんものだから、それを受けてから、中央公害対策審議会の水質部会にはかつた上、決定いたすことになる予定でございます。

○和田静夫君 それはいつごろになるのですか、大体。

○説明員(太田耕二君) 科学技術庁から試験方法の報告を受けてあとということになりまして、私たちは、まあ非常に近いうちというだけき聞いておりませんものだから、ここですとちよつと申し上げかねます。

○和田静夫君 行政局長、さつき自治省はやっていないと。で、ぼくはちよつと提案があるのです。実は、ほかの問題で、この通産省の公害防止管理者というものをすつといま追つていたんです。通産省当局から来てもらつていろいろ説明を受けたら、たとえば、大臣ね、公害

防止管理者という制度ができたのです。そして国家試験が行なわれています。通産省にその名簿を保持してこいと言ったら、ないですよ。で、全然掌握能力もない。そこで、いま私がこう話をしやすというような県知事——そのところに登録があるわけですが、それをずっとこういうま集めつつあるのですが、ところが、企業の側は、横断的にずっとこの公害管理者名簿を持っているのです。そうして、公害を出しているところの企業の側が、公害防止管理者組合といいますが、管理者協会といいますが、そんなものを先行的につくろうとしている。つくって、科学の技術振興に対応して、公害を防止するための教育をするのならないですよ、公害防止のための抜け穴の研究ぐらいされたのでは、せっかくつくった公害防止管理者のための諸制度なんというものは、そんなものは御破算になってしましますよ。こういうことですね。

そこで、私は、実はきょうのこの水産庁の発表といままでの論議を通じて、ぜひ自治大臣と約束をしたかったのは、さつき行政局長が言われたとおり、自治省としてはその予算は組んでいますけれども、それに対しては具体的な指導というのはいないわけです。通産省も、この法律の中では、公害防止管理者たちを年々集めながら、公害防止についての新しい知識についての教育をしなければならなくなっているけれども、そういうことをまだやっていません。また、できる条件にない。それを、先手をとって、公害吐き出し企業のほうが、排出企業のほうが先にやろうとしている。これはたまたまのものじゃないと思うのです。そこで、自治省として、やっぱり公害防止について、まず、各企業に行っているところの公害防止管理者は県知事などには登録をされているわけですから、それらに対して、やっぱり一定のこの新しい水準での相互交流なり、あるいは教育がなされ得る、そういう形の指導的な方向というようなものを考えてみられたらどうだろう、あるいは閣議で積極的にそういうものの意思統一をされるべく自治大臣が取り組んでみられたらどうだろう、そういうふ

うに考えるのですが、いかがですか。

○國務大臣(江崎真澄君) いまの御提言は傾聴いたしました。閣議で取り上げるかどうかは別としまして、事務的に関係省庁と十分詰めまして、すみやかに結論を得るようにしたいと思っております。

○和田静夫君 最後に、例の地方自治法附則第八條の問題、事務移管。そこで衆議院の地方行政委員会ですでか、江崎自治大臣は、たいへんはつきりされた態度を出されました。それに基づいてか、自治省からは運輸省あるいは厚生省、労働省、三省に対して何か文書を出されたようですね。その文書で幾つかの問題があるのでありますが、まず、自治省と厚生省社会保険庁の間で話し合いが初めて持たれた、こういうふうに報道されている。そうして、厚生省としても、自治省の意向を了解して前向きに検討することになった、こういうふうに報道されているわけです。持たれた話し合いの内容と、この報道は正しいかどうか。

○政府委員(林忠雄君) その、初めてということがあればこれは間違いでございまして、長いこと、この問題については事務的に詰めております。それぞれ各省でも、この地方事務官問題については真剣に取り組んでいただいておりますし、むしろ向きというところがあるとは私たち思っております。まあ問題はとにかく山積しております、全部を解決していくのにまだなかなか、各省との折衝はこれからも要るのじゃないか。私たちのほうは、ぜひこの問題は早くケリをつけたいということで、積極的な態度で各省にお願いするという態度で今後もやっていくつもりでございます。

○國務大臣(江崎真澄君) この問題は、もうしばしば議論の対象になって、もう長い期間が経過しております。そこで、自治省としては、四十九年度中には結論を出してもらいたいというわけで、今度は時期を切ったわけでございます。また今朝も、先ほど行政管理庁長官と会ひまして、これはあなたのひとつ在任中に積極的に処置してもらふべきではないか——運輸省においては、御承知の

ように大体的方向が固まりつつあります。厚生省関係が医療保険の問題とからみ合つて、制度改正の問題とからみ合つてなかなか難色を示しておりまゝするが、まあこれとでも、むずかしい、むずかしいと言つておれば、いつまでたつても解決しない問題ですから、やはり四十九年じゅうには結論を得るということで、われわれとしては、行管庁としめし合いながら、関係省庁とも十分話し合つて結論を得るように、今後も政治的に大いに努力してまいりたいと思つております。

○和田耕夫君 厚生省の側がこの意向を了とされたその立場について、厚生省からの答弁をひとつ。
○政府委員(江間時彦君) いま、自治大臣及び自治省当局からお答えになったとおりでございますが、われわれのほうといたしましては、目下のところ、鋭意医療保険の改正に取り組んでおる最中でございまして、四十九年度中に間違いなしにということではございませんけれども、できるだけ早くということとは了解いたしております。

○和田静夫君 これは四十九年度中に結論を得る
 というのは、廃止の結論を得るということですか、
 ○国務大臣(江崎真澄君) そういうことでござい
 ます。したがって、関係省庁からいうと、これは
 なかなかそう簡単に割り切れぬところですが、そ
 ういうことで合意を得たいという方向で進めてお
 ります。

○和田静夫君 そこで、労働省はいまのやりとり
 についてはどういうふうに考えていらっしゃるま
 すか。

○政府委員(中原晃君) 労働省関係の地方事務官制度の問題につきましては、いわゆる行政管理厅长官それから自治大臣、労働大臣、いわゆる三省庁覚え書きというのが昭和四十三年に取りかわされておりました、この覚え書きの趣旨によりまして、労働省の地方行政機構改革の一環として検討すると、こういうことになっておるわけでございます。この線に沿いまして検討してきておるところでございますけれども、何ぶんにもこれが地方労働行政機構の基本的な変更と内容とするもので

ございますので、いろいろな問題がございます。早急に具体的結論を得ることがなかなか容易でなないという情勢にあつたわけでございますが、いままでのやりとりがありましたように、これは地方事務官制度の問題につきましては、非常に重要な問題でございますので、今後問題点の打開の方途につきまして、さらに早急に検討をいたしたいと、こういうふうに考えております。

○和田静夫君　私はもうここまでくると、大切にしなければならぬのは、四十九年度廢止方針というものについてどうお考えになっているか。たとえば福田行政管理庁長官は予算委員会で私に、運輸省はもう四十八年と答えている。運輸省のことはあとから少し長々と触れますからね。それから労働大臣は、私の任期中にという言い方になっているわけですね。その辺についてはどういうふうになっておりますか。

○政府委員(中原鼎君) たしか予算委員会で、和田先生と労働大臣とのやりとりというのを速記録も詳細に読まさせていただきましたけれども、先ほどの厚生省のあれと同じく、時期的にはいろいろな問題があると思います。私どもにも二千二百名をこえる地方事務官がおりまして、この人たちの身分の振りかえの問題等もございますが、先般来から自治省のほうからいろいろなアプローチがありまして、接触、検討を重ねております。した

がいまして、そういう点、非常にいろいろの問題がございますので、時期的な面につきましてはいろいろの問題があるかと思ひますけれども、私ども労働省といたしましても、この問題につきまして、そういういままでの三省庁覚え書きの線、こういうもののにとりまして早急に検討いたしたいと、かように存じております。

○和田静夫君　もう時間がないのであれですが、たとえば四十八年五月三十日の「官庁速報」に基づいて、若干のことを今度は運輸省にお尋ねします。

何か運輸省の自動車局を中心としては、自治省から出されたところの文書が気に食わないから振り出しに戻すのだという論議が始まっているそう

ですが、ほんとうですか。

○説明員(眞島健君) ただいまの先生の御質問でございますが、そのようなことは全くございません。

○和田静夫君 そうすると、「官庁速報」の五月三十日の文章というのは、全面的に運輸省としては否定される、事実ではないと。

○説明員(眞島健君) 私も記事を読んでおりませんが、否定をいたすということでございます。

○和田静夫君 ちょっと読みます。「今回の自治省の文書がキツカで懸案の地方事務官廃止問題はより一層、永遠の課題に追いやられる懸念も出てきた」、これは自動車局がそう言っているんだ

そうですけれども、とにかくそういうことにもう戻るわけにはいきません。運輸省については、少なくとも私たちの要求ではございません。政府側の中でとにかく運輸省の話が先行したわけです。

私たちが二十六年間にわたって問題にきていてのは厚生、労働の部分であって、運輸の部分については一言も言ったことはないのだけれども、政府の側が都合によって運輸の側を非常に急がれているわけですから、それがいまさらあと戻りするということには私はならぬように思うのですが、

そうして大臣答弁もまた、身分移管の方向について強いその方向を示唆をされたし、先ほど福田行管長官の発言を披露しましたが、ああいう答弁もあったわけですから、それに逆行することがなく、それが守られると理解しておいてよろしいですか。

○説明員(眞島健君) 私も運輸省の態度は、前に和田先生に運輸大臣から御答弁を申し上げたとおりでございます。決して変わっておりませんので、御了承願います。

○和田静夫君 そうすると、自治大臣、総じてこの問題については、衆議院における大臣答弁どおり、ぜひ、これはやはりこまではっきりと何回も言い切られたのですから、大臣の責任において、ひとつもう四十九年などと言わずに解決しようじゃないですか。そういう努力をする約束を願いたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 私はもう即刻解決をします。

でもらいたいという論者でして、たとえば、そういういまお読み上げになったような、役所同士のセクトでいつまでもこんなことがおさりにされる、そんなことになれば、一体、田中内閣の決断と実行はどういうことになるのか。それから、政治というものはあつてなきがごとしということになりますから、これは相当決意をしております。

そうして関係各省庁の大臣にしっかりとやらなければいかぬ。言ったことは実行してもらわなければいかぬ。言ったけれどもあれは間違ひだったということにならぬように責任を持ってもらいますから、十分努力したいと思っております。

○委員長(久次米健太郎君) 本件に対する午前中の審査はこの程度とし、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後二時三十分開会
○委員長(久次米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

○上林繁次郎君 最初に自治大臣にお伺いしたいと思ひます。

昭和四十八年度の公共事業の繰り延べでございますが、この繰り延べについて、大臣どういふふうにお考えになっておりますか。いろいろな問題点があるかと思ひます。大臣としてはどういふ考え方を持っておられるか、この問題についてです。

○国務大臣(江崎真澄君) 年初以来、非常に公共事業関係の基礎資料が異常な値上りを示してまいりました。特にセメントであるとか木材といつたものが一〇%から三〇%程度の値上りを示しております。まあこういう関係で、すでに四十七年度補正で取りきめをいたしましたものの自体の工事すら、円滑な進捗を見ておりません。まことに遺憾なことと思っております。そこで、政府と

いたしましては、再三閣議において緊急輸入をはじめとするあらゆる方途を立てまして、そして、この市場のこれらの物資の過熱化をどうかして平静に戻したいということで、あらゆる手を打っておるわけでございます。しかし、まだ依然として高いレベルにあるというふうなことでございまして、そのために、地方公共団体に対しては、緊急不可欠のもの以外、しばらくこういつた基礎資料が鎮静するまで延ばし得るものは先に送つてもらいたい、災害復旧をはじめとする緊急性の高いものにつきましては、これはどうも事業を進めなければなりませんので、そういった積算基礎等においても狂いが生じておるわけでありまして、

それらの実情については、それぞれの関係各省庁において的確に実情を把握してもらうよう要請をいたしますとともに、自治体につきましても、遅滞なくその実情について私どものほうに連絡をもらう手配をいたした次第でございます。将来の問題としてしましては、それらを、まあ事業量を削減のかなわないものについては予算補正をもつて臨むものか、これはまあ今後実態を把握した段階において十分検討の上、地方自治体、たださえ超過負担の傾向がありますときに、かりそめにもこれ以上重荷にならないよう、十分きめこまかに配慮をしていきたいという態度で接しておるわけでございます。

○上林繁次郎君 大臣のいまのお話によりまして、そうすると、まだはっきりした見通しはつかぬという、こういう結論になりますね、現段階では。

○国務大臣(江崎真澄君) はっきりした見通しという意味は、いすれにいたしましては事業が非常に遅滞しておるわけです。したがって、契約したもので契約履行ができない。そうしますと、そこで基準単価を見直さなければなりません。そこで基準単価を見直すというふうなことにいたしますと、かねて許可いたしました事業というものをこれはやはり一〇〇%遂行すること

とができないという場面もあるわけです。したがって、それは補正でいくのか、何か特別の財政措置をするものか。これはやはり全国的に実態を把握した上でありませんという、補正をいたすにいたしまして、これはつかみ金ということになりますからおくれしておるわけでありまして、ただ、じいせん物資の高騰という局面で手をこまねいておるといふものではございません。鎮静さすためのあらゆる手だてを政治的に講ずる、一方では実態を把握する、繰り延べるものは繰り延べてもらい、緊急不可欠のものは進めてもらわなければならぬ、その対策はどうするか、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○上林繁次郎君 そうしますと、大体四十八年度の上期契約率を五九・六%に抑制する、こういうことを発表されておりますね。それから特に、いま大臣がおっしゃったように、緊急を要する生活関連事業、こういうものについては大体七四%ぐらい。総じて平均して五九・六%ということですから、特に生活に關係のあるものは、関連事業は七四%、こういうようなことを言われているわけですね。実際に、いま大臣おっしゃったように、セメントだとか木材だとか、原材料の値上りが、これはたいへんなものです。そういう一面から考えて、実際に生活関連事業、緊急を要するものについては七四%という見通しを、一応そこまでの上期の契約率という、こういうことが認められているということですから、実際にそれが実現されるものであるかどうかというところが、現実の問題としてよく心配になるわけですね。その辺をどう見通しをつけておられるか、大臣として。その点を少し明らかにしておいていただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) 非常に深刻な問題でございまして、私も大変な憂慮をいたしております。しかし、この単価を見直すというところで、やはり緊急を要するものについては事業を進めていただく、これはやはり必要なことだというふうな考え

とができます。したがって、ある程度消化はできる

とができます。したがって、ある程度消化はできる

とができます。したがって、ある程度消化はできる

とができます。したがって、ある程度消化はできる

とができます。したがって、ある程度消化はできる

とができます。したがって、ある程度消化はできる

とができます。したがって、ある程度消化はできる

ものということからだんだん積み上げてまいりまして、まあ上期において五九・六〇程度は可能ではないかという数字が出てきたわけでごさいます。極力そういう形に進むことをわれわれとしては期待するわけでごさいます。

○上林繁次郎君 もう一ぺんその点についてお尋ねをしておきたいんですけれども、たとえばこの事業、七四％なら七四％のものをこれを実施しようとした場合、原材料が上がっている。で、国の基準価値というものは一向に変わらないということでありまして、これは地方公共団体の持ち出し、いままでですと、その超過負担という問題が地方公共団体の財政を圧迫しておるということに問題になっておるわけですね。ですから、当然現時点において、それを消化するためにまたまた赤字が出てくるという可能性が十分あるわけですね。その点をしっかりと手当てをしてあげなければ、地方公共団体はますます苦しくなるばかりです。その辺で大臣が、確かにそういう心配がある、今後この点をどういうふうにしていきたいんだというふうなお考えを持っておれば、その点についてひとつお答えをいただきたい、こう思います。

○国務大臣（江崎真澄君） さつきも申し上げますように、これはやはり実態を十分把握しませんが、いずれにいたしましても具体的な適切な対策をとるというわけにはまいりませんので、いまのところは、関係各省庁と協力をして実態を把握することに努力しておる段階なんです。したがって、先ほども申し上げるように、地方財政収入の伸びだけでゆだねて、それが地方の負担になるというところで一体いいのかわるか、そのあたりに大きな問題が残ると思います。冒頭にも申し上げましたように、超過負担のことなどが重ねてあつていいものではございません。したがって、どう措置するかということになりますと、方法としては補正予算でいくという手もありましよう、あるいは何か別途交付税方式で見るという手もありましよう、あるいは実勢単価で積算をしてみて

も、地方の基準財政収入以外に相当な大きな伸びが期待できたという場面もありましよう。しかし、なかなかそう簡単にはまいりません。したがって、今後どう対策するかという点については、いわゆる超過負担にならないように、地方の財政を圧迫しないように、十分責任を持って対処します。こうお答えしたら一番適切かと思ひます。

○上林繁次郎君 先般田中総理は、来年度の所得税減税——課税最低限を百五十万と、こういうような話をしておるわけですね。実現の可能性があると私思ひます。また、大いにこれによって国民は期待をしておると思ひます。そこで、いつも問題になることでもありますけれども、住民税の問題。住民税はこの場合、もし所得税における課税最低限が百五十万になった場合、住民税としてはどの程度まで軽減していくのか。その辺の考え方は、もう当然自治大臣としてはお考えのことと思ひますので、一応その点を伺っておきたい、こう思ひます。

○国務大臣（江崎真澄君） くだい説明を差し控えますが、所得税と住民税との税の性格からいいますと、必ずしも、一方が課税最低限百五十万円になったから同じようにしなければならぬものではないというふうには思ひます。しかし、零細な所得の住民に負担がかからないようにやはり考えていくことは必要だと思ひます。いま、どの程度までという点についてはまだ具体的にいたしておりません。また、この百五十万という話し合いにおきましても、これはほんの初めて——来年度の減税をどうするかということからこういう第一回の話し合いが行なわれたという程度のものでありまして、しかし、一つのめどではありましよう、權威のある私は数字だと思ひますが、もう少しこれが具体的に固まつてまいりませんと、地方税としての住民税をどうするか、その課税最低限をどこまで引き上げるかという問題をお示しすることはちよつとむずかしいように思ひます。もとより、引き上げをしたいということは考えております。

○上林繁次郎君 そこで、突っ込んでお尋ねしてみたいと思ひますが、いま大臣、所得税の課税最低限が引き上げられたと、だから地方税における住民税の軽減をはからなければならぬ、そういったことは、片方が上がったからすぐこつちもやらなければならぬというものでないかと、こういうお話なんです。そういう考え方の基準で、すね。少なくとも百五十万円までは税金は取らないと、それは何のためにそういうことを実施するのか、実現しようとしているのか。減税の意義から言うならば、住民税においても私はそれは通用する問題だと思ひます。ですから、大臣がそう言われる、言うなればその真意ですね。課税最低限を、こつちを上げたからといってこつちもすぐ上げなければならぬものではないというその考え方、その真意、その点をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣（江崎真澄君） 税の議論をここの場合は、御承知のように、累進課税で、相当課税の率も金額の多寡に応じて多くなるわけでごさいます。これは税の体系としては、やはり所得の再配分といったような思想が背景にある、こういうふうな考えております。それから、住民税の場合には、地域の住民として最も自分が密接につながり、また、サービスを受けるというものです。地域社会の一員として地方公共団体の一翼をなしておるというたてまえからいいますならば、均等割りをはじめとして、住民税の場合は、御承知のように、十四段階に分かれて、しかも税率はきめて低いわけでごさいます。したがって、極力、やはり地方公共団体の一員たる政治参加の、自治体参加といましようか、そういう意味で薄く広く持つてもらうことが望ましい、こういう考え方の方が、やはり背景といえますか、根底にあることを否定することはできないと思ひます。しかし、国民の税を軽減する、なるべく零細な人に重い負担にならないようにというたてまえでいきますならば、これはやはり住民税の課税最低限を引き

上げていくこと、これは必要だと思ひます。所得税と必ずしも一緒でなければならぬものではないと申し上げました理由の一端は、いま申し上げたような理由によるものでございます。

○上林繁次郎君 この問題、それでは大臣がおっしゃるならば、この点はこうではないかという反論はないわけじゃありませんけれども、なかなかこれは尽きないことで、そこで次に移ります。

ことしの地方税法の改正によって、固定資産税、これがいま問題になっております。これはもう御承知のとおりです。これはやっぱり何とかしなければならぬじやないかと思ひます、いろいろな意味から言つて。それは分類のしかた、いろいろあると思ひます。いずれにしても、たとえばマイホームづくりのためにわずかなわずかなところを買つた、それまでがいわゆる高くなつてしまふというふうな、いろいろな弊害もあると思ひます。そういうものを一切がっさい含めて、やはりこれに対する来年度における軽減措置とか、そういうものが考えられるものかどうか、また、大臣としてお考えになっておるのかどうかということ、この点をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣（江崎真澄君） 固定資産税の問題につきましましては、特に住宅用地は二分の一の軽減措置をとつて、その負担の過重にならないように対策を講じておるわけでありまして、たまたま四十八年度が見直しの年度であつたということから、非常に地価が高騰いたしました地域においては、固定資産税の負担額も相当高いものになつたわけでごさいます。したがって、この審議の過程におきまして、附帯決議等にも、固定資産税——特に必要不可欠といふますか、最低の面積に必要最小限の家屋という、おのずと限界というものもあるうかと。したがって、そういうものが、ただ住宅の税率は二分の一に軽減しておるからいいというだけでは済まされぬ、それもお引き続いて検討しろ、こういう附帯決議の趣旨と受け取りまして、現在どの程度を一体必要最小限の個人住宅と

いうことで認めるか、また、それを軽減措置をとるとすれば、他の税の全般からいって均衡を失うようなことはないかどうか、事務的に検討をいたしておる段階でございます。

○上林繁次郎君 地方財政白書によりますと、十六年度の都道府県の赤字団体が四十四団体、その額は二百六十五億円。赤字団体が東京と大阪、この二つになっているわけですね。これが四百二十億円。全体では差し引きして百五十五億円の赤字になるわけです。都道府県の実質収支が赤字になったというのは十六年ぶりである、こういうことなんです。こういうことなんです。ところが、今後大都市に対する財政をどうしていくかということ、これは一つの問題点ではないか、こういうふうに思いますが、この点どういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは非常に重要な問題でありまして、特に、道路、生活環境設備の充実、社会資本のおくれを取り戻そうとして次から次へ事業を推進いたしますが、また人口がふえる。まさに追いつかぬような形で、なかなか十全の対策がとれない。常に追いつかぬ形になっておる実情は私もよく承知いたしております。したがって、都市財源の充実ということ、これはよほど今後の重要問題として具体化してまいりませんという、どこかで破綻がくる。一つのやはり危機感を覚えます。いろいろ財源措置の方途もございまして、昨年来言われております事務所・事業所等々の創設等も具体化いたしまして、何らかひとつ大都市における財源がプラスになるように、目下これも検討をいたしておる段階でございます。

○上林繁次郎君 次に、消防関係でお尋ねしたいと思いますが、昭和四十七年中の出火件数ですね、これを見ますと、四十六年度より減少しているという、こういうのはっきりした数字が出ております。それに反して死者数が百八十人ふえています。いわゆる火災件数は減ったけれども、死者の数が百八十人ふえているんだ、こういう結論が出

ているわけですね。そこで、消防庁の報告によると、あれですね、この間の大坂の千日デパートの火災、また北陸のトンネル内の列車火災、こういうものがあつたからいわゆる百八十人という死者が増加しておるのだと、こういう考え方を持っているようです。

そこで私は、ただ数だけの問題でなくて、火災件数は減ってきているにもかかわらず、いわゆる人命の損害が逆にふえているということについては、いわゆる千日デパートだとかあるいは北陸のトンネル内の火災であるとかという、それだけの理由でなくて、もっとも根本的な原因が私はあるんじゃないか、こういうふうにお考えですか。その点について長官はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(宮澤弘君) 四十七年は、たゞいまおっしゃいましたように、火災の発生件数は四十六年より減っておりますが、この数年を通過をしてみますと、発生件数も、実は残念なことではございませうけれどもふえておりました。たゞいま四十七年が四十六年に比べて減少をしているということではなからうかと思ひます。しかし、それにもかかわらず、ただいまお示しのように、火災による犠牲者の数というのは、四十七年と四十六年と比べますと、やはり一割方ふえておりました。おっしゃいますように、四十七年だけをとりましますと、火災の発生件数は減つて、逆に死者の数はふえておる、こういうような状況でございます。

そこで、一体まあこれをどういうふうに分分析すべきかということでございます。私も私もおそろしくこれにつきましましていろいろ複合的な理由が重なっているのではなからうかと思ひまして、これという決定的な結論を持てておるわけではございません。しかし、多少分析をいたしてみますと、火災による死者の数の大部分は建物火災であるということ、これは申し上げられると思うわけでございます。それからさらに最近顕著なことは、火災による死者のほとんど半分近くが六十一歳以上の老人あるいは幼児と、こういう人によって占められておるということでございます。さらに、この

死者がふえた原因と申しますか、につきましては、たゞいま上林委員も御指摘になりましたが、一つはやはり千日デパートビルのような、不特定多数の人が出入をする施設、あるいは昨年の末の九州の済生会病院の火事も同様でございますけれども、やはりああいう不特定多数の人が出入をし、利用するような施設につきまして、一度事故が発生をいたしました、多くの犠牲者が出る、こういうことが言えるのではなからうかと思つております。

それからもう一つは、火災による死者も、火傷でなくなれる方よりも、むしろ、最近には煙に巻かれて死ぬという方が多いわけでございます。まして、そういう意味では、やはり煙対策というものを強化をしなければならぬ、こういうふうにお感じになっているわけでございます。詳細、御要求があれば御説明申し上げますが、そういうふうに考えますと、不特定多数の人が出入りをいたします施設につきまして、何にもまして火災を出さない、あるいは出した場合の早期発見、早期通報、早期避難ということが必要でございます。その強化をはかつております。同時に、ただいま申しましたような煙の対策ということになりますと、建物の内部の難燃化の問題というようになります。そういう建物の内装の問題、あるいは火災が発生をいたしました場合、特に中高層ビルにおきましては、屋外の避難階段がきわめて有効でございますので、そういうものについての強化ということを建設省のほうにもお願いをいたしているわけでございます。

○上林繁次郎君 いまの長官からのお話にありまして、たとえば一人暮らしの寝たきり老人であるとか、それからまあそういうケースが非常に最近多くなつてきているわけですね。これ、多くなつてきているんだと、それが大半を占めているんだということでは、これは対策にはならない。これに対する対策を十分考え、また、実施

をしていかなきゃならぬ。で、その面ではどうかと言ふんですが、その点についてはお答えなかつたんですが、いま長官のお話ですと、不特定多数の人が集まつておる、こういうところにはそういう死者が多いという、確かにそうだと思うんですが、これについて、それではやはりそういうものをなくしていくだけの対策がなけりやならぬと思う。それがどのようによいまま実施されてきているのかということが私は問題だと思う。その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(宮澤弘君) 老人対策でございますが、いままで、よく世の中で老人対策あるいは寝たきり老人対策ということで、いろいろ医療の給付その他の問題が出ておりましたけれども、やはり根本は生命を全うするというところでございませう。そこで、先ほどの統計からそのことがうかがわれますので、私も、春、秋の火災予防運動では、特に寝たきり老人対策というものを重点に各市町村で取り上げるように指導をいたしております。それから、それから現実には、たとえば先進の都市におきましては、寝たきり老人の家庭を——特に最近では婦人消防官というふうなものも普及をいたしましたので、婦人消防官が定期的に訪問をいたしますとか、あるいは簡単な自動火災警報設備——ビルにあるような複雑なものではございませう、簡単なものを、市の一種のサービスとして、寝たきり老人のうちに取付けていくというようなことを私も奨励をしておりますし、普及をしております。そういう方面の施策というものはさらに進めていきたいと思います。

それから、不特定多数の人が利用し、出入する施設の問題でございます。これにつきましては、千日前デパートビルの火災の教訓もございましたので、それ以後いろいろ検討をいたしまして、特にスプリングラック設備、火災が発生をいたしました場合に一番火災を防ぐのに有効な設備でございますスプリングラック設備、あるいは自動火災報知設備というふうなものの設置の義務づけの強化をはかつたわけでございます。しかし、施設がござい

まして、この施設がやはりうまく作動をいたしませんとこれは問題になりませんので、えてして、やはり施設をつくりまして、ビルの管理者等がその管理の面に目を注ぐことが不足がらでございませう。消防訓練も、年二回以上はぜひ実施をしてほしいというような法令改正の措置もとったわけでございませう。

それから、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、やはり人命を救う——特に煙の問題というものが重要でございませう。このことにつきましては、最も簡単と申しますか、一番だれが見ましても有効な煙に対して人命を救う施設は、やはり屋外非常階段なりバルコニーの設置でございませう。その件につきましては、実は閣議でも大臣から発言をいたしまして、いまその強化について建設省のほうに検討を願っている、こういう段階でございませう。

○上林繁次郎君 先般、行政管理庁が大都市の繁華街の防災対策を行政監察したわけですね。それによりまして、雑居ビルとか地下街の防火体制が非常に不十分である、危険が一ぱいである、こういうふうな指摘されているわけですね。これに対しては、長官、私は消防庁は何もしないでいままでずっと放置されてきたと言いません。しかし、その消防庁が、こういってたところは欠陥である、ああいったところは欠陥であると言いがら、また、指導もしてきたんだとこう言いがら、結局、この行政管理庁が視察をした結果は、その防災に対する管理というものは非常に不十分である、危険が一ぱいであるということを指摘しているわけですね。その辺の矛盾ですね、これをどうするかという問題、これは私大それた問題だと思ふのです。この点、どうお考えになりますか。

ますときにその主張をいたしたわけでございませうが、なかなか私どもの主張が通らなかった経緯もございませう。そういう点は、次の改正の機会にはぜひ私どもも実現をいたしてみたいと思つております。

行政管理庁の監察でもう一つ重点を置かれて指摘をされておりますのは、そういう施設、建物の管理面でございませう。消防法関係では、たとえば特定の施設には防火管理者を置かなければならぬ。あるいはいわゆる雑居ビル、一定の雑居ビルにつきましては防火の共同管理を行なわなければならぬとなつておりますが、その指摘にもございませう。特に雑居ビルというふうなものになりまして、中に入つておられます経営者自身が非常にひんぱんに交代をいたしますので、その辺、なかなかむずかしい面もあるかと思ひますが、しかし、私どもはその指摘もございまして、少くとも、法令に規定をされておりますことは十分守られますように、市町村の当局にも、その監察の結果の報告を添えて強く指導をすることにしたところを指摘されておりますが、何ぶん限られた消防職員でございまして、結局はやはり施設の管理者自身の自覚と申しますか、意識を高めていくことをこれは基本的に考えていかなければならない、こういうふうな思つております。

○上林繁次郎君 また勧告の中に、いま長官がおっしゃったように、防火管理者、これを選任してないところがたくさんあるということですね。そこで、消防庁は市町村に対して、市町村消防ですら、市町村に対して、防火管理者を選任のところに選任するように、こういうふうな、通達が何か知りませんけれどもやっておりますね。しかし、これは市町村にその責任を持たすようなことになつても、はたしてそれが実施され、実現されるかという点に私は疑問があるわけですね。市町村。その市町村にまかせたようなことになつていくところに私は問題があるんじゃないか、これはちよつとむずかしいんじゃないかと思ひます。

いかと思ひます。それができるならば、市町村消防、その体制でできるならば、いままで行政管理庁が指摘したような問題については相当私は解決ができていくんじゃないかと思ふのです。その辺のところをどういうふうにとらえていらつしやいますか。市町村で十分なんだと、こういうふうな考えでいらつしやるのか。その点、また別のお力でのうかがうするんだという考え方を持っておられるのか、その点、ひとつはつきりお答えになつて下さい。

○政府委員(宮澤弘君) 消防は、御承知のように市町村消防がたてまえてございませう。やはり地域の問題は地域の人たちが一番よく知つていて、一番目が届く、こういうことでございませう。しかし、おそろく御質問の背後には、市町村消防にそれだけの能力があるか、あるいは場合によってははいわゆる行政上の癒着のやうなことが起こりはないか、そういう御心配があつての御質問ではないか、そういう御心配もいたします。しかし、御承知のやうな、たとえば防火管理者を選任すべき施設というのは全国に何十万とあるわけにございませう。やはり私は現在の消防のたてまえから申しまして、市町村消防が責任を持つてそういう法令を守らせるやうな措置をとつてもらう以外にはないのではなからうかと。もちろんその場合には、広域団体である府県が技術的な協力援助をするというところは当然でございませうけれども、やはり主体は市町村消防自身の活動にまつ以外にはなからうではないか、こういうふうな思つております。

○上林繁次郎君 どうもその辺が私はずきりしないと思ふのです。そこで、あとへ戻るやうなことがおこるのです。こういう点をどうしろとか、ああいう点をああしろとかいうふうにいまままで指摘をしておる。それが実施されない。この勧告にも、設備が指摘されておきながら不足しておるとか、もう全く不備であるとかというやうなことで、そういう指摘があつたわけにございませうが、それはやはりいま局長が、地域の問題であるか

ら、地域のことは地域で解決をさしていくという、そういう基本的な考え方。それはそういう考え方もあると思ふのです。しかし、いままで同じやうなことが繰り返され、同じやうなことが言われてきて、それが実現されない、そこに問題があるという点なんですね、その体制をどうしても私は変えていかなければならない時期が来ているのではないか、こういうふうな思ふのです。

そこで、そういう意味から、そういう立場から、私はお尋ねをしたわけにございませう。事前によく調べてみればよかつたのですが、いわゆる消防職員の定数の問題、この定足数がいわゆる充足をしておるかどうかという問題、その辺からひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮澤弘君) 消防庁といたしまして、かつて消防力の基準というものを示してございまして、これはあるべき水準と申しますが、一つの目標値であらうと思ふのでございませうが、なかなか物理的施設、人的施設ともにそこまでは充足をいたしておりません。物理的施設自身が、おそろく消防力の基準で定めておられますものの、平均的に申しますと、六割ないし七割程度であらうと思ひます。その物理的施設に対しては、必要な人員も必ずしも十分充足をされてない、こういうやうな状況であることは事実でございませう。

○上林繁次郎君 そうすると、数についてはいまお答えがなかつたのですが、結局、充足されてないという点でございませう。

○政府委員(宮澤弘君) 消防力の基準に定めております目標値に対しては、充足をしております。○上林繁次郎君 そうすると、これはいま私が取り上げていく問題ではない。先ほど長官もおっしゃったやうに、人が足りないとか、いろいろなそういう発言もなさつておるのです。ならば、法律で定められておるこの定足数というのは、それを満たす努力、これは私必要だと思ふのです。それもやらないで、人が足りないのだという言いわけ——これは言いわけになつちやう、こう私は思ふのです。そこで、定足を満たすだけの努力

をどういう形でなさっておるのか。これは長官の発言の中にもあるのですから、重要な問題だろうと私は思うのです、今後の消防について。ですから、その点ひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(宮澤弘吉) 消防力の基準は法律で定まっているわけではございませんで、消防庁がかつてきめられた行政上の一つの目標というところでございます。それが、法律上で定まっておりますから、法律上の義務違反になるなら、そういう問題ではございませんけれども、しかし、やはり消防の主管官庁がかつてそういう目標値を定めた以上は、それに漸次近づきますように私も努力をするのは当然であると思っております。特に、ただいまいろいろ御発言がありました問題は、消防の仕事と警察の仕事と予防の仕事に分かれるわけではございません。予防としまして、火事場に出動する仕事。それ以外に、やはり今後の人命安全というように考えますと、予防行政ということも充実をしていくことが一番でございます。そういう意味合いで、本年度も、地方交付税におきまして千数百名の増員をはかっているようなわけでございまして、私も私どもなりに、目標値に近づきますように努力はいたしているつもりでございます。

○上林繁次郎君 あまり具体的にありませんけれども……

大臣にお尋ねしたいんですがね。定足数を満たすというところは、大切なことであるというところは大臣もお認めだと思えます。そこで、それじやなせそれが定足に満たないかという、いわゆるこの原因究明をやはりしていかなければならぬだろうと思う。私はやはり、いわゆる市町村行政の中に消防関係がある——言うならば、いまの消防の問題を考えたときに、現時点において、非常に経済の発展、社会が大きく変わってきているそういう中から、非常に重要なポイントをとらえておる。ですから、これは充実を今後ますますはかっているかなければならぬということなんで、そこでどうしても、充実をはかるということは、いろいろな面から

ら言えると思えますけれども、さしずめ定員の問題、この問題を解決しなければならぬ。その場合、やはり市町村の消防では魅力がない。そのやることは重要な問題であるけれども、そこまでの意識というかな自覚というかな、それが持てないということ、いわゆる市町村消防では、自分が個人の立場に立つたときに、自分がいわゆるその仕事を自分のものとしてそれだけやっていけばいいというものではない。やはり先に進んでいける立場——まあ極端な言い方しますが、平から係長、係長から課長というふうな、自分自身が前進できるいわゆる方向というものが、こういうものが確立されていなければ、これはやっぱり人間の感情として、簡単にそれには飛びついてこない、私はこう思います。ですから、そういう見地からいけば、やはり体制が市町村村という体制では、これはうまくないのではないかと、その点を改革をしていかなければならぬんじゃないか、こういう感じがするわけですから、私も、その点について大臣としてどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は、なかなかやっぱり重要な点だと思います。人間の自己拡張本能といえますが、進歩を望む本能からいいますと、何となくどうも人事の交流もないというふうなことでは励みにならない、そういう意味ですね。したがって、いま長官に、どうしているのだと言っているように、極力人事交流を促進するように果に要請して、理想的にいっておる果もありまして、こう言っております。実情については、詳しく長官からお答えしたら適切かと思えます。なお、そういうところにいる議論は存するようでありまして、やはり市町村連合でこの消防などの施設も持ちまして、そして人材を広く隣接市町村合同で集めて、そしてそこに望みもあり、将来も変化、前進があるというふうな形になることが望ましいというふうな私ども考えておるような次第でございます。

○政府委員(宮澤弘吉) 先ほど御指摘の点は、まさに私どもも問題としている点でございます。や

はり、人間プロモーションの機会がございませんと励みにならないことは当然でございますが、いままではやはり市町村消防ということで、小さい市町村の組織の中でしか動けなかったわけでございます。消防組織法にもその規定がございますけれども、果がやはり善意の介入をいたしまして、人事交流をあっせんすることによって、いま御指摘のような事態を解決しようということで、たとえば兵庫県あたりでございますと、県内の消防職員の人事交流をきわめて活発にやっておりますが、まだ一般の府県はそこまでいっておりません。私も、いま申しましたような先進県などの例を見ながら、一般の府県も、市町村消防が少なくとも県内で有望な職員がプロモートしていくような機会が与えられるように、これからもさらに積極的に進めたいと思っております。

○上林繁次郎君 それで、これは結論的な話になりますが、大臣、これ、私前々から申し上げているんですが、どうしてもやっぱりこれから消防は、いま長官がおっしゃっているように、果が善意の介入をしてきているところは非常によくいっている、スムーズにいっている、いまこういうお話ですよ。これは財政の問題からいっても、もういろんな面からいって、これからの消防は少なくとも時代が変わってきた。ですから、やはり県消防というふうに移管する時期が来ているのではないかと、こういう感じがするんですね。そして、大臣が言うように、地域のために地域から人材を集めると。そのことについては、私は県消防になったからそれができない問題ではないだろうと思うのです。多角的に考えて、やはり法律的に考えて、どう考えても、段階を一つ上げて県消防という時代が来ているのではないかと、この感じがするんですが、大臣はこれについてどういうふうなお考えをお持ちですか、ひとつお答え願いたいと思います。

○国務大臣(江崎真澄君) おっしゃる意味は私もよくわかりますが、やはり市町村消防という形で従来育ってまいりまして、そのほうが非常に

行き届く。訓練にしましても、人間的なつながりのあるところを守るといような感じがいろいろも、絶えず非常に親近感もあり、そこに相互扶助の責任感もわいてくるわけですね。ですから、消防庁としては現在の形がよいところは適切である。ただ、石油コンビナート等の火災に対処する場合とか、広域的な消防活動を要請されるような場面においては、これは御指摘のように県消防ということが望ましい、こんなふうに思います。しかし、その人材の面、それから県内が施設その他が統一されて、だんだん同じような歩調で施設等も整備されていくというように考え合わせますと、私、あなたのおっしゃる意味も十分わかるわけでございます。したがって、そういう御意見等も参酌しながら、今後の消防行政を推進していきたいというふうな考えです。

○上林繁次郎君 まあこの問題については大臣のおっしゃることもわからないわけじゃありません。わからないわけじゃないけれども、大臣が言われるようなことは、県消防に移管されてもこれはできることです。やはり地域を守るとい精神、何も市町村消防にしておかなければという精神が燃えないというものではない、私はこう思います。ですから、これ以上これについてはとやかく申し上げませんけれども、いずれにしても、このいわゆる人事交流もなければ、自分が榮進をしていく道も開けないという体制では、これではいわずに十分な査察もできない、やっただとしてもそれは棄権があるんじゃないかといういろんな問題が億端もさるし、問題も発生をしておるということ。じゃそれをどうしたら防げるんだということをお考えなかならない。その面からは何にも私はお答えをいたしていないわけですよ、実際は。ですから、ほんとうは私はその面から、いま消防についてはいろんな問題が生じてきているわけですから、その問題を解決するためにどこに欠陥がある、ここにもあるんじゃないかということ、それをそれじゃどういうふうな除去していく

かという、そのことについては何も答えがないわけです。ですから、私はあえてこれを申し上げるわけですけれども、まあこの問題はこれくらいにして、十分効果が上がるような体制を考え、また措置をとっていただきたい。強く要望をいたしておきます。

次に、交通機関の火災がたびたびありますね。これに対して消防庁はどういう対策指導をなさってこられたのか、この点ひとつお答え願いたい。

○政府委員(宮澤弘吉) 交通機関、ことに車両の火災——昨年、北陸トンネルの火災がございまして、法律上のたてまえを申し上げますと、車両も消防法上の防火対象物ということにはなっておりませんが、車両にどのような防火設備をつけるかという問題は、監督官庁でございまして、運輸省関係のほうの法規で定められることになっております。さらに、車両自身の問題も、もちろん運輸省関係のほうの法規の定めるところになっております。そういうことで、行政上の権限をいたしましては、運輸省のほうの実質的な所管になっていくわけですが、しかし、と申しまして、昨年の北陸トンネルの火災のように、現実には事故が発生をいたしまして、多くの人が火災によってなくなれるわけでございます。消防機関としても、もちろん関心を持たざるを得ないわけでございます。特に春季の予防運動期間中におきましては、毎年、車両火災の防止運動というものを重点事項に加えて、関係機関と一緒に車両の点検というようなものを行なっているわけでございます。それから、昨年、北陸トンネルの火災事故が発生をいたしました。これに對しまして、消防側の意見というふうなものを運輸省当局に申し入れをいたしまして、運輸省のほうにおかれましては、みずから委員会等をおつくりになりまして、逐次車両火災の防災対策について措置を進められるところであらう、こういうふうな思っております。

○上林繁次郎君 時間もありませんから、あと

二点ばかりお尋ねしておきたいのですが、運輸省ですかね、車両の不燃化基準。これはどうですか、現在の状態で足りると、こうお考えですか。今後もっともつと基準については考えていかなきゃならないという姿勢を持っておられるのか、その点についてひとつお答え願いたい。

○説明員(小林源治君) 最近におきます列車火災の事故例等を見てみまして、現在のところ、私どもが出したところの不燃化基準を抜本的に変えなければならぬというふうな兆候はまだ発見されてないと思っております。しかしながら、少しでも燃えないよい基準にするために、基準をよりよいものにするという方向に努力は続けてまいりたいと考えております。

○上林繁次郎君 それじゃ、かいく先がわからないうことですね、現在のところは。

○説明員(小林源治君) 不燃化基準の対象になりました車両の火災状況でございますが、現在不燃化基準が実際に適用されておりますのは、国鉄につきましては新幹線車両あるいは地下鉄乗り入れ車両、このほか、一部の新営車両でございます。それから民鉄につきましては、ほとんど全部が不燃化基準になってございます。これらにつきましても火災の発生状況などから見ますと、現在のところは減っております、こういうふうには見ております。

○上林繁次郎君 最後に、消防庁長官にお尋ねしておきたいんですが、これはいかがですか、いま運輸省お答えいただいたんですけれども、消防庁としてはどうですか。これはまた交通機関もいろいろ今後開発され、もっともつと発達してくる。そういう中で、こういう北陸のトンネルの中の事故なんか——まあ最近もありましたね。そういうふうにならぬように起きている。当然これは多くの人命にかかわる問題ですね。ですから、これは言うならば完ぺきを期さなければならぬと思っております。ですから、そういう意味で、この現在の基準で足りるのかどうかということをあえてお尋ねしたわけですが、そこで、消防庁としては、

長官としてはこれについてはどういうふうにお考えになっておられるのか。いわゆる長官としてのお考えをお聞かせ願いたい、こう思います。

○政府委員(宮澤弘吉) 車両の不燃化につきましては、実は昨年、北陸トンネルの火災のあとで、私どものほうは運輸省の関係当局に三つの点の申し入れをいたしました。一つはカーテン、シート等の防火の処理、それから床材なり車両材等の内装材の不燃化でございます。それから二番目は、食堂車でございますとか、電源車でございますとか、そういうように、出火の危険がありますところから自動火災報知設備をつけていただく。三番目は、車両のモーター、抵抗器等の安全対策を講じていただく、こういうことを申し入れをいたしましたわけでございます。私も、ただいまも運輸省の課長からもお答えがございましたけれども、あまりこまかい技術上の基準につきましては知識もございませぬけれども、少なくとも、いま私どもが申し入れをいたしましたような三つの点は、国鉄であろうと、民間の車両であろうと、ぜひやっていただきたいというのが私どもの立場でございます。で、従前は、必ずしも消防機関と鉄道関係の間のこういう対策につきましても意思疎通が、率直に申しまして十分ではございませんでした。しかし、北陸トンネルを機に、たとえば私どものほうの消防研究所の専門家も、運輸省の関係研究機関のほうに出向して共同的に研究、討議をいたしておりますし、おっしゃいますように、一度事故が発生をいたしますと、取り返しのつかない施設でございますので、私どもは私どもなりに、防火という立場から、これからは多少煙たいことでもものを申し上げていきたい、こういうふうに思っております。

○上林繁次郎君 時間がきたようですから……

○藤原房雄君 きようは自治大臣の所信表明に対する質疑ということでございまして、全般的にわたる問題、いろいろなことがあるわけでありまして、自治省の關係をいたしましては、地方行政委員会といたしましては、やはり地方財政のことか

一番問題だろうと思うのであります。急激に膨張する都市化、これに対応するいろいろな諸問題があることはもちろんであります。この地方財政の逼迫というものは非常に緊急を要する。これに對する本国会におけるいろいろな処置につきましては、これからいろいろ議論をしなければならぬことだと思っております。この地方財政の逼迫、逼迫といいますが、この問題につきましましてはいろいろな原因があり、いろいろな問題があるわけでありまして、やはり超過負担という問題も、これは一番大きな原因の一つだろうと思っております。こういうことから、私は二、三質問をしたいと思っております。

時間もありませんので、端的にお聞きしたいと思っておりますが、超過負担の問題と、それから、当然国がなすべきであらうと思われるものが地方自治体にまかされておると、こういう問題が意外にも多いということ、戦後二十八年経過しておるにもかかわらず、そういう問題がまだ整理されていないというところに私は大きな問題があると思っております。で、沖繩が返らなければ戦後は終わらないという名言を佐藤前総理が吐いたわけでありまして、私も、私もいろいろいるところへ参りましてその現実を見ますと、いまだに戦後は終わらない。いろいろな諸問題が山積しております。きようはそのいろいろな諸問題の中のひとつ、不燃化の問題を中心といたしましていろいろお聞きしたいと思っております。ですが、これは当然政府がこの問題の処理については当たらなければならないと思っております。そのために地方自治体は乏しい財政の中からその処理をしてきたわけでありまして、そうしなければ地域住民を守れないという必然性のために今日までしてきたわけでありまして、最近諸経費の高騰とともに、国にやってももらえない、この不燃化の処理も市町村だけではできないという、市として、やりたいとしても財政的にできない、国がやるまで待つ以外にないというのが現状であります。

こういうことからいたしまして、これを、不発爆弾、さらにまた戦時中のいろいろな施設、それがいろいろな社会問題を起こしている現実とにらみ合わせまして、国として、これは早急に国の財政によつて、地方自治体に全部おいかぶせるようなことではなくして処理をするべきである、私はこのように思ふわけでありませう。こういうことが、これは何も不発爆弾または戦前の施設だけではなくして、いろいろな問題が山積をして地方財政を圧迫しているということも一つの大きな問題である、こう思ふわけでありませう。

で、最初にお聞きしたいのでありますが、この不発爆弾の破壊力ですね。戦後二十八年たつておるわけでありませうけれども、二百五十キロ爆弾、これが今日なお威力が衰へないといふこと、

【委員長退席、理事寺本広作君着席】

こう言われておりますけれども、どれほどの破壊力があるかということとをまず防衛庁にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(久保幸也君) 米軍が投下しました不発爆弾は、信管の安全装置がはずれたままで地中に入つておるということで、依然として不安定な状態に危険性を持っております。そこで、かりに地中に入りまして二百五十キロ爆弾が爆発した場合に、どの程度の威力が現在あるかと申しますと、これは土質でありませうと、周囲の状況、それから埋没深度等によつて違つてまいりますけれども、一般的に申し上げれば、深度三メートルぐらゐに落ちた場合、埋まつた場合には、破片が半径で約二百五十メートルばかりの範囲内に散る。したがつて、それだけの範囲内では人身の被害が予想される。また、五メートルの深度に埋没しました場合に破片が飛散するときは、七十メートルぐらゐの半径で破片が飛散するといふことになりませう。現実には、いままでの実例では、大体六、七メートルぐらゐのところに埋没されているのが多いといふふうに言われております。

以上です。

○藤原房雄君 一昨年、東久留米で、幸ひこれは

竹やぶであつて、人身には被害はなかつたのでありますが、事故のあつたことはよく御存じだと思ひます。それからまた、二百五十キロ爆弾といふような大きな爆弾もさることながら、やはり旧軍の使つた弾薬、こういうものが原因ではないかといふ想定のもとで、最近いろいろな事故が起きていることが新聞に報じられておりますけれども、最近として一番大きな一昨年の東久留米の事故のあつた状況ですね、この模様をちよつとお聞かせ願ひたいと思ひますが、これはどこになりますか、総理府。

○政府委員(佐々成美君) 総理府がお答えするかどうか、ちよつと何でございませうけれども、私はどうも外見、うわべのことしか聞いておらなかつたといふこと、まだその破壊力が衰へてないといふこと、地域住民等、まだそのほかいろいろ爆弾があちこち埋まつていふやうな不安を感じていふやうな話を承つております。

○藤原房雄君 いまの問題をちよつと投げかけて、東久留米の状況はどうか、はたして総理府で答えるかどうかとお笑ひになつて答弁なさつたやうですけれども、こんな重要な問題が、どこの省が窓口になつてこれを掌握するかと、今日まできまつていなかつた、お互いに。防衛局長がお話になつたように、二十八年たつたといへども、非常な破壊力を持つておる。こういう危険なものがあるに相当するにもかかわらず、それを二十八年もたつて、こんなに高度成長していながら、そういう危険なものと同居してなければならぬ。早くこれは窓口をつくつて処理をしよう、こうでなきやならぬはずだけれども、お互いにうちの省でないといふやうな、こういう言い方で今日まで来たといふことに大きな問題がある、と私は思ふんです。最近、この問題の処理については、どこにしようといふことはきまつたやうにも聞いておりますけれども、とにかく、これだけの大きな地域住民に不安を与える問題を抱えてい

ながら、これほどの大きな問題を抱えていながら、これは今日までどこがやるということがきまつていないといふところに一つは大きな問題があると思ひます。たまたま、東久留米の問題につきましても、人身に被害がなかつたからいいやうなもの、久保局長のおっしゃつたやうに、これはたいへんな、地下に三メートルぐらゐの大きな空洞ができたといふ。もしその上に人家があつたりしますと、これはえらいことになる。また、なぜ爆発したかといふと、自然発火といふことは考えられませう。いろいろの原因が想定されるわけでありませうけれども、いろいろの専門の話を聞きますと、モグラがもつて信管に触れる、タケノコが成長して触れる、こういうことで爆発をする危険はある。こういう非常に危険な状況の中にあつて、それを国として、人命尊重といふことは言ひながら、それと積極的に取り組む姿勢が今日まで持たれなかつたといふところに私は大きな問題がある。これは即自民党の姿勢として、ほんとうに早急に取り組んでいただきたい、この問題について、はつきりと窓口を一本化して、どこの省でどう取り組むのか。最近いろいろの協議をして、これもいままでも二十八年間、あつてもない、こうでもないといふてきて、ようやくきまつたやうにも聞いておるわけでありませうが、どこの責任を持つてやるようになったのか、この点ひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。

○國務大臣(江崎真澄君) いまの不発爆弾の処理の問題は、これは御指摘のやうに全く重要な問題だと思ひます。もう戦後二十八年も経過して、こういう議論をしなればならぬといふことも、ほんとうは、経済大国と言われる日本としては恥しいやうな話だといふふうに思ひます。実は私、昨年の予算国会で防衛庁長官をいたしておりました、しきりにこの質問があつたわけですから、それで今度はまた第二次田中内閣で自治大臣になりました。それから国家公安委員会の委員長になりました。そうすると、この昭和三十三年七月の通達というのが、防衛、警察、それから通産及び

自治、四省庁の事務次官共同通達により、自衛隊、地方公共団体、警察等が緊密に協力してその実施に当たる、不発爆弾及び防空壕の処理に件なつて、地方財政負担の問題も生じてくる云々、こういうことで、この四省庁が緊密に連絡せよといふことになつておるわけですから、そうすると、四つのうち、私はたまたま現在二つ関係があり、前は防衛庁長官であつた。東久留米の不発爆弾の爆発といふものは、藤原さん御指摘のやうに、またたぶんタケノコといひますか、竹の根っこが刺激をしたのであろうといふ。当時の原因で一番大きな理由はそれでした。モグラよりもタケノコの根っこであらうといふことでしたが、そういうことで放置されておる地域住民にしてみれば、これはたまたまのことなんですね。そこで私、ここの予算編成のときに、これは総理大臣にも率直に申し上げました、この関係省庁で何とかひとつつかうをつつけようじゃないか、こういうことから、実はいま総理府の副長官出席しておられますが、一応総理府に窓口になつてもらう。この四省庁といふ意味は、防衛はもつぱら爆弾の処理をする。それから警察は、爆弾処理にあつたの警備治安に当たる。通産省は、これは爆発物を管理しておる省庁といふわけでありませう。それから自治省は、従来、地方自治体が直接この処理を申し出て、警察がこれを警備し、防衛庁が具体的爆弾の処置に当たる、こういう形できておりましたが、私どものほうは、特別交付税の中に何がしかを見て、その爆弾処理に見合う金額といふわけにはまいりませうが、まあめんどろを見てきた、こういうことでございまして、非常に話がややこしい。それから、去年の参議院の決算委員会、私と当時の渡海自治大臣と並べられて、両方に質問を受けたことがあるのです。これは藤原さんだつたか、どなただつたか、ちよつといふ記憶にありませんが、そこで私は予算措置のときに、これは何としても何がしかの予算措置をしなければ無理だ。地方交付税でこれを全部見ると言われても、特に今度は沖縄の不発爆弾といふ、不発爆

の一番多い大きな地域が戻ってまいりました。それだけに、これは何とかしなければならぬぞというところで、予算の最終段階で実は総理府が窓口になり、一応一億の予算計上がなされた、こういうわけでございます。もとより一億で十分だとは思っておりませんので、今後実情に応じて、ようやく窓口がきまり、この協力態勢は一そう密接になつておるわけでありますので、その分業といひますか、協力態勢を推進いたしまして、地方自治体にかつかりの総理府から交付金もたらされる。また私どもも、従来どおりの交付税、特別交付税措置によつてこれがめんどろをみる、こういうことで処理をし、その責任の所在を明確にしたいというふうに考え、実行に移しておる次第でございます。

○政府委員(小宮山重四郎君) 四十八年度から総理府が窓口になりました。総理府といはしませんが、実際、御承知のとおり手足がございませぬ。そういうことで、不発弾処理についてはまず全国的に調査をしなければいけない。どのような形で不発弾があるのか。これは都道府県に、あるいは市町村に聞いて調査をしなければならぬというところで現在調査中でございます。特に沖繩については、多量の不発弾がございまして、プロジェクトチームというが、各省から大ぜいの方を集めていただいで、現在沖繩で調査中でございます。全国の調査が大体来月初旬あるいは中旬ごろまでに完成する予定でございますが、これもなおよその調査で、今後とも綿密な調査を続けて、住民に不安のないような形に持っていきたいと考えております。

○藤原房雄君 まあようやく二十八年度で窓口が四省庁から総理府になるといふ——まあほんとうに歩みののろいことであるが——ことになつたようであります。しかし、手足がないという副長官のお話、まあこういう表現のしかたをしておりましたけれども、これはことに人命尊重をうたう田中内閣としまして——田中内閣だけじゃありませんけれども、これはもう当然第一として、

手足がないなんというところじゃなくて、鋭意ひとつ終点検、総調査していただかないと、人の命にかかわる重大問題ですからね。しっかりとつお願いしておきますよ。

それで、沖繩が一番多いだろうということはこれは想像にかたくないわけですが、東京都内です。どんだん都市化いたしまして、かつては危険でもなかつたところ、先ほどの東久留米のように、竹やぶであつた、そういうところでの爆発はよかつたでしょうけれども、そういうところもだんだん宅地化されて、そういうところに建物がつく、こういうことになりまして、一そう危険が深まるわけでありまして、時がおくれればおくれれば、人命に対しての危険性というものは増すわけですね。特に、現在地震の周期からいまして、この四、五年、数年の間に大きな地震があるだろうといふことも言われております。あれやこれや考え合わせますと、これは早急にしなければならぬことだと思ひます。まあ江崎自治大臣、たいへん御努力なさつて一億の予算をつけたというお話でございましてけれども、これは実際処理に当たるといふことになりまして、危険の度合いから、どういう手順でやるかとなりましていろいろの問題があらうかと思ひますけれども、ほんとうに相当な力を入れてやらなくと、あとになってから問題が起きたんではこれは取り返しがつきません。一たん建物がつくってしまったら、実はこの下にあるんですというところではこれはたいへんなことである。早急に調査をし、対策を講じなければならぬ。そういうことから、東京都内の問題といふのは非常に——東京に限らないわけですからね、都市化が進んでおるところほど早くにしなければ、住民の不安といふものが除去されなけれども、調査によりまして、これは全国的に全部調べるといふわけにはいきませんけれども、東京都市部につきまして調べましたところ、東京都の都市部で十市に大体四十五発。これは総理府として当然調査することだと思ひますけれども、私が申し上げます。これはもう全部申し上げます

と住民にたいへんな不安を巻き起こすことになりまして、どこの市に何発あるというところまでは、これはいまだ発表になつたこともありませんから当然御存じだと思ひますけれども、総理府としまして当然今日までお調べになつていらっしゃると思ひます。私が申し上げるところでも訂正するところがあったら訂正をおしやつていただきたいと思ひますが、武蔵野市の八幡町、ここに一個、緑町に五個、小平市小川町に一個、天神町に一個、東村山市の恩多町に一個、栄町に一個、国分寺市の西恋ヶ窪に一個、東恋ヶ窪に一個、それから同じ国分寺市の本多に一個、国立市の谷保町に三個、保谷市の新町に二個、それから同じく保谷市の本町に一個、東伏見に二個、富士町に一個、東大和市の蔵敷に一個、清瀬市の中里に二個、下宿に二個、武蔵村山市大字中藤に一個、東久留米市南町に一個、滝山一個、中央町二個、南沢一個、本町一個、浅間町十一個、こういう状況が掌握されてあるわけなんですけれども、こういう状況についてはおつかみになつていらっしゃいますか。

○政府委員(佐々成美君) 一部については伺っておりますけれども、いま先生おあげになりましたすべてについては、ただいま調査中でございます。まだ全貌をつかんでいないという段階ではあります。

○藤原房雄君 ことしの四月三日に東久留米——先ほどのこういう事故もあつたわけで、東久留米市につきましては総理府の副長官が行くことになつておつたのですが、行けませんで、管理室長が行つて調査をなさいましたですね。——だから、私が申し上げましたことにつきましては掌握しておりますか。間違ひがあつたら言つていただきたいと思ひますが……

○政府委員(佐々成美君) 東久留米市に私参りましたが、いま先生おっしゃつたことと大きく差異はないと思ひます。こまかい問題ちよつと私聞き漏らしましたけれども……

○藤原房雄君 こまかい問題つてのは何ですか。

○政府委員(佐々成美君) 東久留米市についていろいろ町の名前をおあげになりましたけれども、その中で、先生、あさま町とおっしゃいました、あれはせんげん町と読むわけでございますが、浅間町十二発といまつしやいましたでしょうか。

○藤原房雄君 十一。

○政府委員(佐々成美君) 十一発とおっしゃいましたでしょうか。浅間町十一発、そのとおりであります。

○藤原房雄君 私の調査でさえもこれだけつかんでおるので、政府がまだ一部だけですか、これからですか、どうだとかいふ、先ほどお話しあつたように、非常に緊急を要する重大問題です。これはもうほんとうに真剣になつてやつていただかぬと、事故が起きてから——いつも国会で問題になることは、ものごとが起きなければ政府は腰を上げない。こんなことじゃなくて、戦後二十八年もたつて、いまだに都市化されていゝる、こういう段階ですから、それだけに鋭意、総理府が中心になるような形に江崎自治大臣が一生懸命お骨折りをしたようでございますけれども、早急に調査をし、そしてそれに対する対策を講じなければならぬ。これは当然のことだと私思ふのでありますけれども、どうですか。

○政府委員(小宮山重四郎君) 先生のおっしゃるとおりだと思ひます。先ほど申しましたように、全国的に不発弾の処理について、現時点でどのような不発弾があるのか、いま全国に問い合わせ中であるし、かつ、沖繩については実地調査をしよというところで、先ほど申しましたように、プロジェクトチームをつくりましていまやつておるところでございます。私たちとしても、たいへん緊急を要するもの、特に人命尊重の立場から早急に調査をして、それに対して対応していきたいと考えております。

○藤原房雄君 しかし、以前に七個発掘しましたけれども、わが国の防衛庁さんはいへん技術的に優秀な——世界有数かどうか知りませんが

も、優秀なもので、この七個の発掘にあたりまして、一メートルと差がなかったという。推定——大体あるだろうというところ、それを實際掘っていった一メートルと差がなかった。事故もなくそれが発掘された、こういう話も聞いておるわけですが、非常に確率の高い、いまだ無事に七個が発掘された、そういうことを考え合わせますと、確かにこれはお金のかかることで、一発、場所によりまして、何百万、何千万、何億とかかることもあるようでありまして。これは、もう今日田中さんの日本列島改造によりまして、土地の高騰、こういうことから、相当な範囲にわたってこれはやらなきゃならぬから、それからまた、一発処理するにいたしても、五百人から動員しなければこの処理に当たれない、こういう非常な財政的な裏づけがなければできない、しかも緊急課題である、こういう問題ですから、確率が高いだけに早くやってもいいというところ、人命にかかわる重大な問題ですから、住民の不安を除くために早くこの処置を講じなきゃならぬ。今日までこの費用負担というものが、東京都におきましては、都が七割、市が三割、こういうことで、国は全然——あるいはまあ特交というお話でございまして、答弁としては特交で見ているのだということですが、現実には、特交というのはいろんなものが入っておりまして、そのためにということでは決してございせんので、先ほど冒頭に申し上げましたように、市としては、是非でも住民の不安を除くために早くやりたい、しかし、財政がないために国がやるまで待つ以外にない、こういうことになっているという、この現実をこのとおり踏まえていただかなきゃならぬ。

で、東久留米にいたしても、状況は御存じになっていらっしゃる。早くこの危険なところについては、危険区域として立ち入り禁止なり何なりの処置をとらないと、いつどんな事件が起こるか分からない。これ、すぐわかったところから、事情を把握したところから緊急な処置をとる考えはあります。副長官どうですか。

○政府委員(小宮山重四郎君) いま全国調査をやっておりますが、東久留米市については、私のほうでももう一度再調査をさせていただきまして、たとえば滝山町の小学校の運動場などにございまして、あるいは市道にありまして、まあそういうものがないへん重要かと思っております。再調査させていただいて、東久留米市の問題については処理させていただきたいと思っております。

確かに、先生のおっしゃいますように、住宅の中の問題は、なかなか住民の意思等々の問題がございまして、その辺も住民の方々とお話しして、事故のないように、また最重点のものを優先して今後ともやらしていただきたいと考えております。

○藤原房雄君 それから費用の問題ですけれども、これは江崎大臣の御努力か、一億ということですから、これはもう早急に予算化していただかなければならぬ、これは当然国が全額負担をして、こういう地域住民の不安を取り除くのが当然じゃないですか。いままでも全部地方自治体にまかせきりにしておいた、こういうことで早急にこの予算化に対しても、総理府としまして、各省連絡を取り合って早急にしていただきたい。早急にしなければならぬと私は思うのです。で、東久留米の、いろいろ試算がありまして、東久留米、十一発で、土地の買収から何から、およそ十一億四千万円ですか——ほかからという。ですから、たいへんな負担でありますし、それだけに、地方自治体にまかせきりにしておくなどというのではできない緊急事態である、十一億で十億をこえるわけですから、この試算にもいろいろ問題あるかも知れませんが、物価が騰貴しましたからもう高いかも知れませんが、しかし、何にかえがたい人命を守るためにこれはやらなければならぬと思っております。そして、世界に誇る防衛庁があり、このために献身することが——愛される自衛隊ということばを使っておりますけれども、やはりそこから生まれるのじゃないかと

私は思うのですけれども、とにかく、各省力を合わせてこれを早急にやっていたきたい、やらなければならぬ、こう思うのですが、このことにつきましても——この予算化の問題。それで、現在、現時点で一億の予算がついたということですから、今後この処理にあたってはどういう費用負担で考えておられるのか。これからはどうするか。もう全額これは国でやるのは当然の話なんですけれども、現在の考え方を聞いておきたい。

○政府委員(小宮山重四郎君) 四十八年度予算は一億の交付金でございます。実際、いま先生がおっしゃいました東久留米だけでも、いま見積もりしますと約十一億七千万ほどかかります。一カ所をとりますと、一億以上かかる所が幾つかございまして、そういうことで、この交付金の使い方というものが今年度は限りがございますので、今後とも、交付金の配分その他については、自治省あるいは防衛庁と相談の上、いかに適切な配分のしかたをするか、きめさしていただきたいと思います。思っております。

○藤原房雄君 まだきまつていないのですか。

○政府委員(小宮山重四郎君) まだきめておりません。

○藤原房雄君 総理府が中心になってやるということがきまつたのは、四十八年の四月になってからですね。もう二カ月たつていますね。だから、最も人命にかかわる重大問題を、調査の段階であるという、それから全国の様子をこれから把握しようというのですから、いままでもこの省でもこの問題については掌握していかねばならぬ。それで総理府がこれからやろうという、それにも一つは問題がありますけれどもね。だから、これだけの重大な問題ですから、もうこれは防衛庁のファントム一機でもそちらのほうに振り向ければ十分にできることですから、ほんとうにこれは緊急課題として早急にこの対策を講じ、進めなければならぬ、こう思うのです。

それで、同じことを何回も言っているようですが、それでも、窓口はまず総理府がなつてやると、それから予算についても——予算については非常に心細い話だ。それからもう一つ、早急に、どこからでもこれは捻出することはできるわけですから、人命尊重のためにこうしよう、何にも優先してしようということであればできるはずであります。それからまた、先ほどお話がありました危険区域ですね、現在わかっているところ、すぐしなればならない、そういうところについては立ち入り禁止を至急する。いま私の申し上げたことについては、明確に直ちに実行する、これお約束できますか。

○政府委員(小宮山重四郎君) 現在、先ほどから何度も申し上げましたように、調査中でございます。その中で、緊急必要のところから着手したいと思ひますし、今後とも、人命尊重の立場からできるだけのことをさせていただきたいと考えております。

○藤原房雄君 できるだけのことなんというなまやさしいことじゃなくて、真剣にお願いします。それから、不発弾の処理につきましては、何をさておいても防衛庁としてもそれに取り組んでいただく、そういうお考えはおありですか。

○政府委員(久保卓也君) この問題は、関係各機関が責任をのまれるべきではなくて、市町村、政府機関、各省庁、それぞれの特性に応じて担当分野を明確にして、その上でなし得る限りの最大限のことをなすべきであると思ひます。そして私どももいたしましては、不発弾の処理の技術的な能力というものは持つておるわけでありますので、具体的な場所というものが明確になりますれば、関係機関と協議をしながら技術の提供をし、不発弾の処理をしたいと、現在の山中長官も積極的に対応するに当たっては臨みたいというふうに申し上げておられます。

○藤原房雄君 時間もありませんので、以上の点を確認させていただきます。

次は、同じように戦時中の遺物というべきものが全国各地にあります。その一つが、北海道千歳に、昔の海軍が使つておりましたものがあるわけ

ですけれども、防空壕、いろんなものに使ってあったわけですね。しかも、その中で青葉公園、公園の下を掘り抜いたものがあるわけでありまして、それが十勝沖地震のときに陥没いたしました。あちこちにくぼみができている。そこに死体が投げられておたり、子供が遊んでおたり非常に危険だ。都市公園の四分の一くらいがそういう陥没で非常に危険な状態になっておる。この公園には、珍しい植物や鳥がおたり、風致保安林として指定になったことがある、こういうところなんです。まあかつては公園であり、一応都市公園として現在市としてこれは管理しておるわけでありましてけれども、これまた穴を埋めるといふことはたいへんなお金のかかることで、市としてはいくらんな試算をしまして、およそ三千万くらいかかるんじゃないか。そのほか、柏台とか、あちこちに現在まだ掘られた穴がそのままになっておる。ひどいところは、学校のすぐ裏に穴がありまして、子供が学校の帰りに中へ入って遊んだり何かに、何かふたをしましてもすぐ取り払われて、非常に危険だ。これは前々から訴えられておったわけです。しかしこれも、どこの省で責任を持てるかというところが明確でないために、いや、あつちだこつちだというところで、市として乏しい財政の中からできるだけのことはやっておったわけでありまして、

〔理事寺本広作君退席、委員長着席〕
これももう二十八年ですからね。そろそろどこがやるかというのをはつきりきめていただいて、ほんとに戦後は終わったという感じのするようになりつたしなればいかぬと思うんですけれども、いつになっても解決のめどが立たない。このことについては、総務府にも、総務長官にも、何度が陳情したことがございますし、現状については写真入りでお渡ししておりますから、よくごらんになったと思えますけれども、木が倒れる、死体の置き場みたいな死体があるにほり投げられたり、穴の中で子供たちがシンナー遊びをしたり、非行化の大きな原因になっていろいろな事

故が起きていることは御存じのとおりなんです。これを早くに解決しなければならぬと思うのですが、これもどこの責任を持てるのかという責任というものを明確にしないと、いつになっても解決しないと思うのです。最近、窓口という責任担当がきまらなかったようにも聞いているわけですが、この問題についてはどうなっておりますか。

○説明員〔中野三男君〕 建設省の都市局の街路課長でございます。こういう防空壕の災害を含めまして、都市災害につきまして私のほうで総括して所掌いたしておりますので、私から概要を申し上げたいと思います。

御承知のように、御指摘ございましたけれども、青葉公園の中の防空壕につきましては、非常に大きな陥没を起しております。これは陥没の数量が非常に多いわけでございますけれども、今年、幸いに街路事業という費目で国庫補助事業がすぐ近所についておるわけでございますが、その道路を築造する際の残土がかなり出ますので、その残土約二万立方メートルにつきましては、九月ごろまでに青葉公園の中の陥没しておる防空壕に埋め戻すというようなことを早急に実施するというようにいたしたいと思っております。仕事としましては、都市公園の事業としていたしたいということに相なるわけでございます。残土は公共事業の残土をもつて充ててもらうというように考えておりますけれども、まだ若干それでも足りないものがございまして、残りの八千立方メートル程度につきましても、逐次、こういうような方法をとりまして埋め戻しを実施したいというふうに考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 処置をするということばかりでしたけれども、結局、建設省の所管として、建設省が責任を持てるということですか。

○説明員〔中野三男君〕 この防空壕の問題につきましては、農林関係のものにつきましては農林省、それから都市局につきましては、建設省の都市局の私どもが窓口になるというふうになってござ

います。そこで、この公園につきまして、公園管理者というものはつきまっておりますので、管理の責任者というものはつきまっておりますので、責任をもちます。そこで、公園の管理の責任者であります千歳市が埋め戻すことになるわけでございますが、その際に、いま申し上げましたような公共事業の残土というものを有効に利用しまして埋め立てていただくというのを、とりあえずいまのところは考えておるわけでございます。一般論としては、先ほど不発弾の問題がございましたけれども、私のほうでも全国的に調査をするにいたしましたおきまして、七月の半ば過ぎくらいまでに全国的な集計ができると思っております。それがまとまりましたならば、今後の事業のやり方、そういうものにつきましまして慎重に検討して対処したいというふうなことを考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 農地については農林省、市街化区域内のもについては建設省と言いますけれども、これはきまめたのは最近でしょうか。いつきまめたのですか。

○説明員〔中野三男君〕 私は街路課長になりました日が浅いのでよく承知しておりませんが、三月ごろにやはり問題になりました。その後、総務府の肝いりでそういう調整をいたしました。四月になりましたから、都市内は建設省、農林関係は農林省。そして不明なものにつきましましては総務府で扱っていただくというように窓口をきめていたと思っております。

○藤原房雄君 そしてもう一つ、泉沢とか、真町とか、かつての横穴式集落の防空壕とどうすね、こういうものについても当然建設省として責任を持てるようになりますか、所管して。

○説明員〔中野三男君〕 いま先生御指摘になりましたものにつきましては、都市部に属するものと思っております。私どもも全国の調査対象の中に入ります。自治大臣、いろいろな問題はあ

わけですけれども、四十分の与えられた時間ですから、端的に二、三点お伺いしたわけでありまして、けれども、いままで、いまのお話のように、旧軍のつくったもの、あと始末も自治体が行っている、また不発弾につきましてもこれは市町村が行っている、こういうことで、いままで何度か国にお願ひしながらも、各省にまたがるといふことを一本化しなかつた、こういうことで、たいへんな負担を市町村においかけて、財政的な負担がかかっておったわけでありまして、ようやくことしの四月からこれがそれぞれ窓口ができたようです。できたようですけれども、できたんです。それだけに、今度はこの問題については窓口がきまつたわけでありまして、そこで責任を持って処理に当たっていただく、こういうことになるわけでありまして、市町村でこういういろいろな現実、現状の中で悪戦苦闘してきた現状というものをよくひとつ認識しなければならぬと思ひますし、きょう私が申し上げたこれらの一つ一つは、地域住民にたいへん不安を与える問題ばかりです。穴のことにはいたしまして、また不発弾はことのほか、自治大臣といたしまして、予算がどうの、何がどうとかいろいろ言っておりますが、ようやく窓口ができた段階です。ほんとうにこの処理についてはこれからです。地方自治体のこの現状というものをほんとうにしっかりと把握、認識された上で、この処理について積極的にひとつ取り組んでいただき、各省とも督促し、予算についてもひとつ大幅な予算をつけて、一日も早く人命尊重のために不安を除去すると、こういうことでお働きをいただきたい。そうするのがもう当然のことだと私は思っておりますが、その間につきまして自治大臣の決意のほどをお伺いしたいと思います。

○国務大臣〔江崎真澄君〕 先ほど来申し上げましたように、ことしから窓口がきまり、予算も一億で決まっております。年を追うてこれは責任のあるやはり対策費を予算化してまいらなければならぬというふうに思っております。ただ、私どもも防衛長官をいたしておりますし、

防衛省も防衛長官をいたしておりますし、

て、その当時、しきりにやはりこれが問題になるもので、いろいろな議論を承ったり、また参
考意見を聞いたわけですが、爆弾そのものは、地下に埋設されて何らの刺激がこれにもたら
されなければならぬので安心なもので、
と、そういうことが非常にこれ、延びてきた理由
ですね。たまたま、東久留米市の竹やぶの中に
いて原因不明の大爆発が起った。たまたま、
これは信管のあたりを竹の根が刺激をしたことに
発するであろう。何せ、これも二十数年経過し
てからのわかた爆発ですから、まあそういう想
像、推測が大勢ということで今日に至ってはお
けであります。爆弾そのものはいかに鈍感であ
つても、やはりその近くにうちがあたり、そこ
に道路があつたりということになりますと、ど
んな不測の事態が起らぬとも限りませんので、
今後、関係各省庁緊密に連絡をとりまして、
十分の対策が講じられるよう配慮をしまいた
いと思ひます。

○藤原房雄君 それから副長官も、そこに窓口が
きまつてこれからということでありまされども、
非常に重大な問題でありますから、各省と連絡を
とるのももちろんでありますけれども、積極的
に、たゞいま自治大臣お話しあつたように、鈍感とい
う言い方がいいのかどうかかわりませんが、地震
一つあつても、どんな刺激がこれから起きない
とはわかりません。それだけに緊急に――起きてか
らではおそれるのでありますから、あることはわか
つておるんですから、わかつたことについては積極
的にやるという、こういう姿勢でひとつ取り組
んでいただきたい、取り組むのが当然である。こ
う思ふのですけれども、決意のほどをひとつお聞
かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(小宮山重四郎君) いま先生のおし
やりましたように、確かに人命にかかわる問題で
ございます。ことしの予算が一億でございます。た
いへん少ないことも私自身感じておりますし、ほ
かに防空壕の問題あるいは掩体壕の問題等、い
ろいろな戦後の処理の問題、未処理の問題が相当
ございます。各省というようなことではなくて、
いま建設省から話しましたように、防空壕につ
いては、都市部については建設省、農村部につ
いては農林省というふうなことで、すべてのものを積極
的に処理していきたいと考えております。

○藤原房雄君 時間もありませんのでこれで終
りますが、予算がないとはこれは絶対に言わせま
せん。こんな重大な問題ですから、GNP世界第二位
ですから、今日のこの経済発展の日本の現実を踏
まえて、積極的に各関係のところでがんばつて
いただきたい、処理に当たつていただきたい、解決
に当たつていただきたい、こう申し上げまして私
の質問を終わります。

○河田賢治君 きょうは大臣の所信に對しての質
問ということでしたが、だいが今度の国会ではお
そくなりまして、したがうまして、また他の同
僚委員からも質問がありましたので、私は、昨年
この委員会で可決され、また、本会議でも可決
された警備法並びにモテル、この問題について、
どんなに地方自治体が対応しているのか、またこ
の問題について、警備業務などについてどのよう
な問題が起つてきておるのか、あつたかとい
うような問題について、ひとつ概況をまず警備法
について御報告をお願いしたいと思います。これは事
務当局からでもけっこうです。

○國務大臣(江崎真澄君) 詳しい話は、やはり事
務当局から申し上げるほうが時間の節約にもなり
ますし、正確な御答弁ということで、特に事務的
には係の者が来ておりますので、政府委員からお
答へすることにしたいと思います。

○警備業者及びこれに雇用される警備員の数は毎
年増加しております。警備法施行前の昨年九月
末現在では、五百四十八社、三万八千五百人、こ
う言われておまして、それが本年の一月末現在
では、九百五十三社、四万三千五百人というふう
になっております。警備法施行後六カ月の警備業
の運営の実態を見ますと、おおむね、
法律で期待いたしましたところの適正な業務運営
というものが行なわれておるといふふうに私も

報告を聞いておる次第であります。詳しい点につ
きましては政府委員からお答へを申し上げます。

○政府委員(綾田文義君) ただいま大臣から御説
明ございました適正な業務運営ということござ
います。まず第一点は、警備業者にとつてお
ります警備員による犯罪でございますが、これは
昨年じゅうの件数を申し上げますと、昨年じゅう
は二百五十三件、全国でございます。これは
ちよつとダブりますが、昨年の警備法が施行に
なりまして十一月から本年の四月までは、四十
三件というふうな非常に激減いたしております。人員
も百六十六名から三十三名というふうになって
おります。それから、その警備員が警備業につ
いておつた勤務中の件数でございますが、これも昨
年じゅうに百五十八件ございましたが、警備法施
行後本年の四月までに十九件というふうな、大
ざっぱに申し上げまして約四分の一に減少いた
しております。

それから、第八条に規定のございます、いわ
ゆる労働争議への干渉事案でございますが、これ
も法施行後から現在まで法施行前までは四十五
以降二十一件発生しておりましたけれども、施行
後はそういうものは皆無となつております。

なお、この警備法の制定の趣旨の一つでござ
いました、警察官とまぎらわしい服装の着用とい
う問題でございますが、これも業法の施行により
まして、そういう警備員の服装に基因してござ
います警備員による不祥事案というものはほと
んどなくなつたというふうな状況でございます。

なお、この法律が施行されて、いわ
ゆるこれは届け出義務がございまして、届け出を
しない警備業者をやつておつた、あるいは十八歳
未満の少年を雇用して警備業に従事させたとい
うふうな、法律違反の案件が十数件発生してござ
います。こういう事案については、すでにきびしく
行政処分を行つたものがございますが、今後とも
この種の事案に對しましては、必要な、所要の取
締まりと並びに行政処分によつて、法律の運
営がさらに今後適正にされるように努力をいたし

たいというふうな考えております。

○河田賢治君 まあこの法の施行は秋だと思
うんですが、あれによりまして三万八千五百人
で、現在一月で四万三千とずいぶんな人を使
つておるわけですね。これをしかし警察のほう
で、一応犯罪を犯して犯したかどうか、それから
現に犯しても、三年以上たつたか、罰金とか軽い
刑ですね、そういうことをずつと一々調べん
らぬですね。これはお調べになつておるんですか。

○政府委員(綾田文義君) 警察のほうでは、こ
れは御承知のように、届け出の際には警備員につ
いては届け出の内容になつておられません。警備業を
実施する業者だけでございまして、これは実際に
採用する警備業者が、いろいろ面接その他によ
つて、あるいは採用のときの誓約書その他によ
つて、あるいは採用のときでございまして、警察とい
たしましては、この法律によつて立ち入り権が認め
られておまして、そういう場合に、警察で事件
を取り扱つた犯罪者あるいはそういう者が出た場
合には、そのつど改善の指示をするというふう
なたてまえになつております。

○河田賢治君 ちよつとそれはおかしいと思
うんですが、警備業者の欠格事項ということに
は、なるほど禁錮以上の刑に処せられ、とか、
あるいは「この法律の規定に違反して罰金の刑に
処せられ、その執行を終り、又は執行を受ける
ことがなくなつた日から起算して三年を経過しな
い者」と、こういうふうな業者の欠格事項とい
うものがあるわけですね。しかしながら、第七條に
あります、「警備員の制限」で、十八歳未満と、
「第三条第一号に該当する者は、警備員となつて
はならない。」と、こうあるわけですね。そうす
ると、やはりこの警備員も業者等に携わるんですか
ら、これはやはりこのことが調べられなければなら
ぬと思ふんですが、業者だけでなく。

○説明員(奥秋為公君) 先生が御疑問に思われる
のはごもっともなことでありますけれども、一応こ
の法律を制定する際に、ガードマンの前科照会等
につきましては、一応警察のほうでもつてそうい

う調査はやつて本人に欠格性があるかどうか審査するということはいけません。これはあくまでもこの警備業というのはいわゆる私的業であります。それで、責任者、警備業者につきましては一応私のほうでもって厳格な前科調査等はいたしますけれども、その雇用人になる人につきましては、警備業者がそれぞれ必要な手続を経てよく調べて、それでなおかつ、私のほうは総理府令で、誓約書をとらなさいという義務を一応課しておるわけですが、そういうことで、ガードマン等につきましては警察が前科調査をやるというたてまえにはしてありませんので、その点御理解いただきたい、こう思います。

○河田賢治君 ちよつとその辺が、条文どおり読みますと、第三条は欠格事項を書いて、それから第七條は、十八歳未満と、それから「第三条第一号に該当する者」としてありますれば、これはやはり業務に携わることではないということになるわけでしょう。

それから、これはやはり警察官が立ち入るということもありますが、何か問題がなければ立ち入らぬで済む。ほんとうにその者があればやっているかどうかということは、その名簿で実際に身元も調査し、前科があるかないか、これを調べなければ、ほんとうの意味の業務者になれぬはずなんです、これだと。この第七條というのはどういうふうにお考えですか、これは。

○説明員(奥秋為公君) その点がちよつと誤解があるようですが、実は、たとえばこれは例なんですけれども、ある警備会社のガードマンが異常に粗暴性がある、それでよく傷害事案等を起こす、そういうことになってきますと、傷害事案に至れば、その点で直ちに欠格に該当してきますけれども、そういうおそれがあるような者は警察の視察の対象の中に入ります。その場合に、どうもこの人間は過去において前科があるのではないだろうかというのを警察がその調査をするということになります。これは当然やらなければいけません。ただ、業者のほうからの要請に

基づいて、警察がその要請を受けてそれで調査するということはいたしてありません。そういうことを申し上げたわけです。

○河田賢治君 そういうときには、なんですか、やっぱりそういう内容の法律にならぬと、これは原則的にちゃんと書いているんですから。業者も警備員も同等に扱われているわけでしょう、採用してはならぬということ。それから立ち入りだつて、この報告が必ず来るということにはなっていないわけですね。最初のときは設立のときに報告すると。人員を変えたりしたらこれは報告というのではないんですね、あんまり。きちんと定期的に出すとか。これは私たち業法をつくったときの問題だと思ひますけれども、そういう不備があるんですが、それで、御承知のように警備業者の中には、この間——いまおっしゃられましたような十八歳未満の者を使つていた。これは年々かんかんそうつていであつていられるわけですね、履歴書を書かしているわけですね。この間、大阪のほうの業者で何かあつたという私は新聞見て、実はきよう持つてこようと思つたんですけれども、あまり質問をやるうと思ひなかつたものだから。そういう事件があつたですね、たくさん相当の人間を使つて十八歳未満だと。業者の中にはやっぱりこれは非常に営利的な人間もいるわけ、社会の公正を守つて警備をするということより、やっぱり金もうけを一つやつていられるんですから、その際にはいろんな理屈をつけて、年齢が足らなくても、十八歳になつたとかいうふうにして、そうしてガードマンにしているわけですから、この辺のやはりきちんとした取り締まりができるように、やはりもつと法を充実させるとか——まあ政令なんかでどこまでいかに知りませんが、その点で、その辺をやりますと、あまりそれがおおりますけれども、これは届け出制にはなつておりますけれども、しかし、この警備業というものを認めたということになるんですから。これは政府の認可と同じなんです。下から見れば、これはもう政府が認可したんだということになれば、これはやっぱりそういう不届きな業者をはびこらしておくといいのはよくないことなんですから。そういう問題があります。

それから、最近労働争議に——これができることはだいが争議がありましてね、介入していただくわけですね。これができてからはあまりないということ、私たちが、これ、あまり追及はしておりませんけれども、とにかく、中には半ば暴力団に等しいような、あるいは右翼的な傾向を持った者、こういう者がかなりこういう業を営んでいるものもあるわけですね。だから、よほどこの辺の取り締まり、それから警備員に対する問題は、政府は相当きびしく各府県の公安委員会、こういうようなのがやるようにしてもらふとね。それから、犯罪を犯して違反した場合には営業の廃止を、あるいは何ですか、これに停止を命ずることができるといふようなことがあるわけですね。こういうことを公安委員会がどんなやうなことを最初にやりますとね。最初からあまり甘つたるいものがありますと、ますますこれははびこつてくるんですよ。世間の問題は、御承知のように、右翼もはびこつておりますし、日教組の問題でも警察があつてなきがごときでしよう。そうなんです、右翼が出てくるからこの町で集會が開けぬとか。これは全く警察の権威がないということになるんですよ。だからそういう点で、私は警備業法だけに限つて申しますけれども、やはりこの点は出発点なんです、よほど地方の公安委員会あるいはあなたのほうの指導、こういうものをうんと強めて、やはり公正な運用をやつていくということこそ私は望むわけなんです。

○説明員(奥秋為公君) いま先生が最後に指摘された、警察が十分な処分を大いにやれと、こういう御指摘なんです、それはまさにそのとおりだと思います。それで、先般兵庫県で、園田競馬場なんです、そこで年少者を一応雇つた形跡がありましたが、なおかつ、この人は兵庫県で、営業届けを出さないで無届けで営業をやつておつたということで、結局、百八十日の行政処分をいたしました。

た。要するに営業停止です。それから、先ほど部長からお話がありましたけれども、いまの年少者を使った問題で、大阪に存在する六社につきましても、いま実情等をよく調べておられますので、実態がわかれば、それに応じたきびしい処分が臨みたい、こう思います。

○河田賢治君 一応、警備業法についてはその程度にとどめますが、モーターですね、これも昨年できたわけなんです、所によると、ある県ではたしか奈良でしかたかな、モーターなんかは全県的にこれを禁止したとか、認めないとかいうやうなところがあるようですね。だから、都道府県で大体条例をつくつたかどうか。自治省が出しましてもね、法律ができて、ずいぶん条例つくらぬところもありますから。それから全体として、そういうやうな地域指定なんかを非常に狭くやつているか、あるいは全部つくらないか、そういう分類ができていたら、ひとつそれを御報告願ひたいと思います。

○政府委員(綾田文義君) 条例は、沖縄県を除きまして全都道府県で、昨年の、一番早いのは十月でございまして、十月からことしの四月ごろまでに大体全部制定をいたしております。沖縄県も今度の議會で制定をするようございまして、それから地域指定の問題でございまして、これはいろいろ種類がございまして、都市部の一部を容認するといふ、あるいは山間の一部を容認するといふ、あるいは全県というふうな、大体三つの形態があるようございまして、これはその都道府県の実情もありまして、実際に地元の意向なりあるいは県民全体の意向をくんでその都道府県ごとにきめたものでございまして、これはその実情、特にこのモーター営業の場合には、その府県によつて実情が相当異なつておりますので、そういう結果になつたというふうにお考えしております。

○河田賢治君 かなり過当競争にモーターなんかも場所によつてはなつたわけですね。千葉あたりへ私たちが昨年行きましたときにも、また当時の新

聞を見ましても、非常に過当競争が激しくなる
と、片っ方では非常にデラックスなものをどん
んとつくって、そうしてお客を盛んに誘致する。し
かし、つぶれるような中小のモーターなんかは結
局もう営業が不振になる。こうなりますと、やは
りいろいろな売春婦をどんどん入れてみたり、そ
ういふ暴力団なんかを使ってみたり、そういう問
題がずつと起るわけですね。ですから、これが
実施に移りましても、やはり場所によりましてそ
ういふ問題が起るし、それから最近、ホテル
とモーターと区別をして、いま改築なんかやつて
いるところがずいぶんありますけれども、つまり
一方においては、何といいますが、そういう業界
の整理が行なわれますと、非常にいわれる悪徳の
ほうへ走るものが多いわけですね、特にこういう
商売ですから。だから、こういう問題について、
傾向としまして、やはり業界の中が非常に——い
わゆる片っ方では、何といいますが、どんどんぜ
いたくなものをつくる、片っ方はおそまつなもの
で業界から没落するという場合には、やはり相当
こういうものの動きを注意してもらって、これは
やはりわれわれの社会生活にはモーターというも
のは今日までも大きな影響を与えましたし、いま
でも与えているわけですね。こういう点で、おた
くのほうは、そういう問題について単に業界全般
平均で見るとやなくて、そういう問題が起ると
と、そういう場合にはどういふところへ注意する
かと——これはガードマンもそうだと思うので
すね。ガードマンの会社でも、最近はどうどん
電子機器ですか、いろいろな機械化をやる。十人
前ぐらいの仕事の機械を入れるとやりますです
ね。そうすると、大企業しかこれはだんだん残ら
ぬ。何億という金がかかりますからね、ずつと。
そうすると、やはり中小のガードマン会社なんか
はだんだん追いやられるわけですね。追いやられ
ていくと、やはり自分の営業を守るためにいろ
いろな悪事も働いてくるわけですね、特にああい
う仕事になりますと。だから、そういう点で、やは
り業界が非常にそういうふうな上下が開いてくる

ような場合には、よほど、あなたの方のほうでこれ
は追跡をして、できるだけ問題が未然に防げるよ
うに、また、いま日本の社会がだんだん、何とい
いますか、一方では経済成長がある、一方ではそ
ういふ、それに伴って社会が暴走するというよう
な問題があるので、そういう点をどのようににお考
えになっているか、ひとつ聞いておきたいと思
うのです。

○政府委員(綾田文義君) それは先生のおっしゃ
るとおりでございます。モーターの改造も、結
局、売春あるいは犯罪がひそむということが一つ
の大きなねらいであつたわけでございます。した
が、いままで、そういう企業の競争、過当競争に
よつて当然そういう問題が出てまいりますので、
警察といつても、動向は絶えず注意をして、
特に暴力団関係その他にも目を配つて、どこ
までも犯罪を未然に防止する、そういうふうな点
で今後とも極力努力をしていきたいというふうに
考えております。

○河田賢治君 終わります。

○委員長(久次米健太郎君) 昭和四十八年度地方
財政計画に関する件及び地方交付税法の一部を改
正する法律案を一括議題とし、まず、昭和四十八
年度地方財政計画に関する件について説明を聴取
いたします。江崎自治大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) 昭和四十八年度の地方
財政計画の概要について御説明申し上げます。
昭和四十八年度の地方財政につきましては、現
下の社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかん
がみ、国と同一の基調により、財源の重点的配分
と経費支出の効率化に徹し、適切な行財政運営を
行なうことを基本とし、地方財源の確保に配慮を
加えつつ、長期的視野のもとに積極的な住民福祉
の充実向上をはかるものとしております。

このため、昭和四十八年度におきましては、住
民負担の軽減合理化を推進するとともに、計画的
に社会福祉の充実、社会資本の整備等、地方行政

水準の着実な向上をはかり、あわせて地方公営企
業の経営の健全化を積極的に促進することを目途
として所要の措置を講ずることとしたしてござい
ます。

次に、昭和四十八年度の地方財政計画の策定方
針及びその特徴について申し上げます。
第一は、住民負担の現状にかんがみ、個人の住
民税及び事業税、電気ガス税などについてその軽
減合理化をはかることであり、減税額は初年度千
七百十七億円となる見込みであります。

第二は、地方交付税の確保をはかることであり
ます。

このため、地方税及び地方交付税の伸長の状況
等を考慮しつつ、昭和四十七年度において講じら
れた地方交付税の特例措置がなくなることに
影響を緩和するため、交付税特別会計において、
資金運用部資金から九百五十億円を借り入れるこ
ととするとともに、引き続き臨時沖繰特別交付金
三百八十八億円を国の一般会計から交付税特別会
計に繰り入れることとしたしてしております。

第三は、福祉優先の基調に立脚し、社会福祉施
策等を充実するとともに、住みよい生活環境を整
備することであり、このため、国庫補助負担
金、地方交付税及び地方債を通じて所要の財源措
置を講ずることとしたしてしております。

まず、老人福祉、児童福祉等の社会福祉の充
実、教育の振興をはかるとともに、地域住民の生
活環境の改善と安全の確保の観点から、公害対
策、交通安全対策、消防救急対策を推進すること
としたしてしております。

次に、児童生徒急増市町村における義務教育施
設に対する国庫負担率の引上げ等により、人口急
増地域における公共施設の整備を推進するととも
に、過疎及び辺地対策事業債の増額、集落の移転
整備等の過疎地域対策を促進し、あわせて広域市
町村圏の振興をはかることとしたしてしております。

第四に、各種の長期計画の改定に即応しなが
ら、地域の特性に応じて、地方道、上下水道、廃
棄物処理施設、厚生福祉施設等の社会資本の計画
的な整備を推進するとともに、公共用地の先行取
得の拡充等公有地の拡大を促進することとしてお
ります。

第五に、地方公営企業の健全化を積極的に推進
し、経営基盤の安定をはかるため、特に公共交通
事業の経営悪化に対処し、地下鉄事業に対する助
成措置を拡充するとともに、路面交通事業につい
て新たな再建制度を策定させる等の措置を講ずる
ほか、地方公営企業に対する地方債の拡充、公営
企業金融公庫の業務の拡大をはかることとしてお
ります。

第六に、地方財政の健全化を促進するととも
に、財政秩序の確立をはかる見地から、国庫補助
負担事業にかかる地方団体の超過負担及び住民の
税外負担の解消、定員管理の合理化、既定経費の
節減について所要の措置を講ずることとしたして
おります。

なお、そのほか、年度途中における事情の変化
に対処するため、あらかじめ財源を留保すること
としております。

以上の方針のもとに昭和四十八年度の地方財政
計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は
十四兆五千五百十億円となり、前年度に対し二兆
八千十二億円、二・三・八%の増加となっております。

以上が昭和四十八年度地方財政計画の概要であ
ります。

○委員長(久次米健太郎君) 次に、地方交付税法
の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取
いたします。江崎自治大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) ただいま議題にしてい
ただきました地方交付税法の一部を改正する法律案
の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

昭和四十八年度分の地方交付税につきまして
は、地方団体の公共施設の計画的な整備及び社会

福祉水準の向上に要する財源の充実をはかるため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用を改定するとともに、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の総額について特例を設ける等の必要がありま。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和四十八年度の普通交付税の算定方法につきましては、市町村道、公園、下水道、清掃施設等、住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を進めるとともに、老人医療費の公費負担制度及び児童手当制度の充実、その他社会福祉水準の向上に要する経費を増額し、また、過密対策、公害対策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費の充実をはかることとするほか、消防費において新たに人口密度補正を適用する等、過疎地域に対する基準財政需要額の算入を強化することといたしております。

次に、昭和四十八年度分の地方交付税の総額につきましては、現行の法定額に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れ金九百五十億円を加算する特例規定を設けております。この措置は、今年度の地方税及び国の一般会計における地方交付税については、昭和四十七年度に比し順調な伸びが見込まれるのでありますが、昭和四十七年度に講じられました二千六百五十億円にのぼる特例措置がなくなることによる影響を緩和する必要から、交付税特別会計において九百五十億円を借り入れることとしたものであります。この借り入れ金による加算額は、全額普通交付税として交付することとしております。なお、この借り入れ金につきましては、昭和四十七年度中に生じます国税三税の自然増収に伴う地方交付税の精算見込み額を引き当てに借り入れるものでありまして、昭和四十九年度におきまして全額償還することとしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案

の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久次米健太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。鎌田財政局長。

○政府委員(鎌田要人君) お手元に、昭和四十八年度地方財政計画についての補足説明要旨をお配りしてございまして、要点をかいつまんで御説明申し上げます。

昭和四十八年度地方財政計画の概要につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりでございますが、なお、若干の点につきまして補足いたします。

まず、規模でございますが、今年度の地方財政計画は十四兆五千五百十億円、前年度に比較いたしまして二兆八千八百十二億円、増加率は二・三・八％でございます。昭和三十六年度の二四・四％以来の高い伸びを示しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、地方税の収入見込み額でございますが、道府県税が二兆九千七百六十億円、市町村税が二兆五千七百一十一億円、合わせて五兆五千四百七十一億円でございます。昨年に比べ、一兆一千八百三十三億円、二七％の伸びでございます。増加の内訳は、道府県税が六千八百一十一億円、二九・七％、市町村税四千九百九十二億円、二四・一％でございます。

なお、減税の関係は、先ほどの大臣の説明要旨にございましたように、合計千七百十七億円の減税でございますが、一方、固定資産税の課税の適正化等によりまして、四百八十五億円の増収を見込みまして、差し引き千二百三十二億円の減収でございます。

次に、地方交付税でございますが、地方交付税は総額二兆九千七百四十億円、前年度に比し、四千三百三十五億円、一六・六％の増加でございます。その内訳は、国税三税の三二・二％、二兆七千二百一十二億円に、四十五年までの、いわゆる交付税の減額繰り延べになっております分の返還分

これを特別措置分とそこで書いてあるわけでございしますが、三百億円、それから四十六年度の精算分が二百八十九億円、これを加算いたしまして二兆七千八百一十一億円と相なります。この額に、臨時沖繩特別交付金三百八十八億円、特別会計の段階におきまして借り入れ金九百五十億円を加算いたしました。四十六年度及び四十七年度交付税会計で資金運用部から借りましたものの返還金七十五億円を差し引きいたしまして、その結果、総額二兆九千七百四十億円と相なっております。

次に、国庫支出金でございますが、総額三兆九千六百四十五億円、前年度に比し、九千六百六十五億円、三〇・一％と大幅な伸びを示しております。これは、国の予算の編成の重点が、国民福祉の充実、社会資本の整備の促進というところに置かれておりますので、老人医療の公費負担の拡充、生活扶助基準の引き上げ等による社会福祉関係経費の増、治山治水、道路等の公共事業関係の増などがおもなものでございます。

次に、地方債でございますが、一般会計分の地方債発行予定額は一兆七百四十億円でございます。前年度に比べ、千三百六十一億円、一四・五％の増加でございます。

地方債計画全体の規模は二兆二千五百三十億円、前年度に比し、五千二百五十二億円、三〇・四％の増となっております。

その計画の重点といたしましては、公害対策、都市対策、過疎対策、公営企業健全化対策等に重点を置くことといたしております。

地方債の資金構成といたしましては、政府資金が一兆二千六百億円、前年度に比し、三千億円、三一・三％の伸びとなっております。

その次に、使用料及び手数料等でございますが、これは最近における実績の増加率等を勘案して計上いたしております。

その結果、歳入構成におきましては、国庫支出金が前年度二五・九％でございましたが、今年度は一・四％増の二七・三％、地方税が前年度三七・二％に対し〇・九％増の三八・一％とそれぞれ

増加し、反面、地方交付税におきまして一・二％、地方債におきまして〇・六％とウエートが低下いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

給与関係経費につきましては、総額四兆六百七十九億円、対前年度比一五・五％の伸びでございます。これに関連いたしまして、四十八年度におきます職員数の増加は、義務教育関係職員で八千二百七十七人、高等学校等の公立学校教員で二千九百四十九人、警察官四千五百人、消防職員千八百九十九人、一般の職員におきまして、公害対策関係、土地対策関係、老人福祉、児童福祉あるいは清掃施設の職員を中心に三千八百六十六人、合計二万一千八百八十一人の増員をはかりましたと同時に、国家公務員の定員削減の方針に準じ、約一万人の定員合理化を行なうこととしております。

なお、義務教育諸学校教員の処遇改善につきましては、国庫負担金の算定の基礎に準拠して総額二百八十億円を計上いたしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額三兆一千二百二十一億円、対前年度六千八百八十六億円、二四・二％の増加となっておりますが、このうち国庫補助負担金を伴うものが一兆五千八百五十七億円、対前年度三千五百五十五億円、二八・五％の増加となっており、この中には、寝たきり老人対策等の老人福祉費、児童手当の年次進行等の児童福祉費などが含まれております。

国庫補助負担金を伴わないもの、いわゆる単独計上のもものは一兆五千三百六十四億円、対前年度比二千五百七十一億円、二〇・一％の増加となっております。

なお、公害対策関係経費として百九十億円、私学の経費助成に要する経費として二百九十一億円、給与改定、災害等に対する財源留保として千二百億円等を計上いたしております。

また、旅費、物件費について、経費の効率的な使用をはかる見地から、百七十九億円の節約を見込んでおります。

公債費につきましては、総額六千九百九十一億円

で、対前年度比千四百四十四億円、三一・一％の増加となっておりますが、歳出総額に占める構成比は、前年度の四％に對しまして四・二％と、わずかに高まっております。

次に、維持補修費につきましては、各種施設の増加及び補修単価の上昇等の事情を考慮いたしまして、対前年度比三百四十一億円の増加を見込み、二千三百六十八億円を計上しております。また、この中には、三十三億円の節約を見込んでおります。

投資的経費につきましては、総額五兆九千六百三十六億円でございまして、前年度対比一兆三千六百十五億円、二九・六％の増加となっております。

公共事業費のうち三割弱は道路整備であります。その増加率が二七％、そのほか、住宅対策三六・二％、下水道、公園等の生活環境施設整備七三・九％、文教施設三七・九％、厚生労働施設四七・七％の増加をはかる等、いわゆる生活関連公共投資におきまして著しい増加をはかっております。

一般事業費及び特別事業費のいわゆる地方単独事業費は、総額二兆四千七百五十億円で、前年度対比四千七百二十三億円、二三・六％の増加でございまして、この中で、道路が二〇・四％の増、治山治水が一八・二％の増、港湾が一五・二％の増、清掃が三九・九％の増、都市公園五三・三％の増、人口急増対策二二・七％の増、過疎対策二二・三％の増、交通安全対策二〇・三％の増、広域市町村圏振興三四・三％の増等、住民生活に関連の深い単独事業の増大を見込んでおります。

次に、公営企業繰り出し金につきましては、地下鉄、上水道、病院等、国民生活に不可欠なサービスを提供している事業の増加及び路面交通事業の新再建に伴い、前年度対比六百七十八億円、三五・一％の大幅な伸びを見込み、総額二千六百九億円を計上いたしております。

なお、このほか、昭和四十七年度に実施いたしました関係各省庁との実態調査の結果に基づき、

公立文教施設等につきまして、国費ベースで二百八十三億円の超過負担の解消をはかることとしたしております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、地方交付税法の一部改正法律案についての補足説明を申し上げます。

まず、地方交付税法第十二条第一項の改正でございます。これは、昭和四十七年度限りの特例措置でありまして、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一条第三項において、市町村の基準財政需要額を算定する場合に用いる経費の種類として、新たに公園費の項目を設けることとしたのでありますが、これを昭和四十八年度以降恒久化するための改正であります。

次に、第十三条第五項の改正であります。これは、消防費に密度補正を新たに適用することとし、人口密度の低い過疎市町村において消防費が割居高になっております実情にかんがみ、これに適切に対処するため、需要額の割り増し算入措置を講じようとする改正、及び、さきに御説明いたしました公園費について適用する補正の種類を定めるための関係規定の改正でございます。

次に、地方交付税法附則関係の改正であります。附則第十三項は、昭和四十八年度に限り、同年度分の地方交付税の総額を、現行の法定額に交付税及び譲与税配付金特別会計における借り入れ金九百五十億円を加算した額とすること、附則第十四項は、この加算額九百五十億円は、全額普通交付税として交付するものであること、及び附則第十五項は、昭和四十九年度においてこの九百五十億円の借り入れ金は全額返済するものであることを内容とする改正規定であり、その他の附則の改正規定は、これらの改正に伴う関係規定の整理でございます。

次に、別表に定める単位費用を改正し、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額を増額することといたしております。

なお、改正法附則の規定でございますが、附則

第一項は、この改正法は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する旨の規定でございます。

附則第二項は、交付税及び譲与税特別会計法の一部改正でございますが、この改正は、期間の経過に伴い不用となった附則第三項及び第四項並びに附則第十項から第十二項までの規定を削除し、新たに附則第四項に、昭和四十八年度において地方交付税の総額に加算される九百五十億円の借り入れに関する規定を設け、また、この借り入れ金の利子は、一般会計において負担することとするほか、これらの改正に伴う関係規定の整理を行なうこととしております。

附則第三項は、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部改正でございますが、これは、交付税法附則の改正に伴い、規定の移しかえを行なっているものでございます。

以上でございます。

○委員長(久次米健太郎君) 両案件に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、自治体病院の財政援助に関する請願(第一六五九号)(第一七九〇号)

一、自治体病院の財政改善対策拡充強化に関する請願(第一七九三号)

一、自治体病院に対する財政措置に関する請願(第一七九四号)

第一六五九号 昭和四十八年四月二十日受理
自治体病院の財政援助に関する請願
請願者 青森県三戸郡三戸町三戸町長 松尾栄外一名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第一二六五号と同じである。

第一九七〇号 昭和四十八年四月二十三日受理
自治体病院の財政援助に関する請願
請願者 青森県三戸郡名川町名川町長 工藤専吉外一名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第一二六五号と同じである。

第一七九三号 昭和四十八年四月二十四日受理
自治体病院の財政改善対策拡充強化に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県知事 亘四郎

紹介議員 君 健男君

自治体病院は、医学医療の進歩や社会環境の変化などによりますます重要になっていくが、財政が窮乏しているため、その健全化をはかり、左記事項を実現させたい。

一、現行制度と自治体病院の使命から発生した多額の累積欠損金を解消するための財政援助制度を新設すること。

二、施設、設備に対する国庫補助制度を拡充強化するとともに、都道府県中央病院、地域中核病院、救急医療施設、リハビリテーション施設等の運営費について国庫補助制度を新設すること。

三、企業債資金わくの拡大と融資条件の改善を行なうこと。

四、看護婦等養成に要する経費についての財政援助措置の拡充、強化をすること。

第一七九四号 昭和四十八年四月二十四日受理
自治体病院に対する財政措置に関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡水原町水原町長 佐藤貞太郎外三名

紹介議員 君 健男君

国の責任において、左記の措置をとられたい。

一、自治体病院の巨額累積赤字の解消と今後の経営安定を図るため、特別立法により適切な財政措置を講ずること。

二、自治体病院の建設改良費(地方債元利償還金を含む)は、全額国の負担金と交付税により措置すること。

三、社会保険診療報酬改正とスライド制を即時実施すること。

理由

一、現行医療制度の矛盾とゆがみ、自治体病院への公営企業法適用の誤り、医師の偏在、人件費の増大、物価の上昇、診療報酬の不適正、増改築に伴う地方債償還による財政圧迫等により、自治体病院の財政は破滅をきたし、地域住民の健康を守ることが困難となつてい

二、地方自治体の一般会計負担についても、一部国から特別交付金を受けてはいるが、すでに極限に達している。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(衆)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中

「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第七条第二項中「組合員」の下に「(その組合の組合員であつた者のうちから、地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同法附則第四項において準用する場合を含む)の労働組合(以下「職員団体」と総称する。))が推薦した者を含む。」を加える。

第八条第一項に次の一号を加える。

五 長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という。)及び長期給付の支払上の余剰金(以下「責任準備金」という。)

第十条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 責任準備金及び長期給付の支払上の余剰金の管理及び運用

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十五条第一項中「又は地方公共団体の行政目的の実現」を削り、同条第二項中「当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない」とその額のうち、運営審議会の議を経て定められた額を資金運用部に預託するものとする」に改める。

第三十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 長期給付積立金及び災害積立金の管理

第三十六条第四項中「又は市町村の行政目的の実現」を削る。

第四十条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十四条第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料

の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第四十四条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、その子は、これらの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第四十四条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの。

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの。

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十四条の二第一項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十七条中「遺族一時金」を「年金者遺族一時金」に改める。

第五十九条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第七十四条第九号中「遺族一時金」を「年金者遺族一時金」に改める。

第七十八条第二項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「十五万円」を「四十八万円」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同条第三項第一号中「百分の一・四」を「百分の一・八」に改める。

第八十条第二項中「百分の七十」を「百分の八十一」に改める。

第八十二条第三項第一号中「十一万四千円」を「三十九万六千円」に改め、同項第二号中「千分の十」を「千分の十五」に改める。

第八十七条第二項中「百分の一」を「百分の一・五」に改める。

第八十八条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加える。

第九十条第五項第二号中「百分の一」を「百分の一・五」に改める。

第九十一条中「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の二十」を「百分の三十」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第九十三条第一項第一号中「百分の四十」を「百分の六十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十年以上」を「六月以上」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第五号中「百分の二・四」に改め、同項第六号中「十年」を「六月」に、「百分の十」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「十一万五千二百円」を「四十二万三千円」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同条第三項第二号中「十一万五千二百円」を「四十二万三千円」に改める。

第九十七条中「百分の二十」を「百分の十二」に改

める。

第九十八条を次のように改める。

(年金者遺族一時金)

第九十八条 次の各号の一に該当する場合には、組合員又は組合員であつた者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が六月以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員期間である間に死亡した場合又は組合員期間が六月以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員期間六月未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

二 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額(同項第一号に該当する場合においては、第九十七条の規定により支給を停止される遺族年金の額を除く。)の七・五年分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第百条中「第百七条を」を「第百七条の二」に改める。

第百二条第二項中「百分の三十五」を「百分の五十二・五」に改める。

第百六条第一項中「百分の一」とあるのは「百分の二・五」を「百分の一・五に相当する金額を」とあるのは「百分の三・七五に相当する金額を」とに改める。

第四章第三節第五款中第百七条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金の特例)

第百七条の二 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。)」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

第百十二条第三項中「第一項各号に掲げる事業」を「第一項各号又は第二項の事業」に、「行なう等組合員」を「行なう等により組合員等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、前項に規定する事業のほか、年金である給付を受ける権利を有する者の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行なうことができる。

第百十三条第一項各号列記以外の部分中後段を削り、同項第二号を次のように改める。

二 長期給付に要する費用については、三年を一期とする期間内の費用の予想額と当該期間内の長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額の合計額とが均衡を保つことができるように定める。

第百十三条第二項各号列記以外の部分中「掛金」の下に「国の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の二十、国の負担金百分の三十」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項中「地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同法附則第四項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)」を「職員団体」に改め、「同項第一号」の下に、「第二号」を加え、「と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を削る。

第百十四条第三項中「十八万五千元を」を「二十二万円」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 当分の間、前項の規定による給料と長期給付に係る掛金との割合は、前条第一項第二号の規定にかかわらず、組合員の負担、長期給付に要する費用の見通し等について配慮し、必要な調整を行なつて定められるものとする。

4 給料と長期給付に係る掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

第百十六条第一項中「地方公共団体を」を「国若しくは地方公共団体を」、「毎月」を「政令で定めるところにより」に改める。

第百二十三条第二項本文中「組合員の下に」(組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。))を加える。

第百三十五条中「以下この章を」を「第百三十七条及び第百三十八条」に改める。

第百四十条第三項を削り、同条第四項後段中「地方公共団体の機関又は職員団体」を「国若しくは地方公共団体の機関又は職員団体」に、「公庫等」を「国の機関又は公庫等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(退職した者についての短期給付の特例)

第百四十条の二 組合員期間(政令で定める期間を含む。以下この項において同じ。)が二十年以上である者が退職した場合又は組合員期間が十年以上である者が五十五歳以上で退職した場合に、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるものとみなして、短期給付に関する規定第四章第二節第三款の規定を除く。を適用する。この場合においては、第二項第一項第三号中「職員が死亡以外の事由により職員でなくなる」と「職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。」とあるのは「第百四十条の二第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなる」と、第三十九条第二項中「翌日」とあるのは「翌日(第百四十条の二第三項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日)」と、第四十八条第一項中「第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額」とあるのは「第百四十条の二第四項の規定により掛金」と、第百十四条第二項から第五項までの規定中「給料」とあるのは「第百四十条の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつた給料」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する職

員であるものとみなされた者(以下「任意継続組合員」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して十年を経過したとき。

二 組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。)の資格を取得したとき。

三 健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者(船員保険法第二十条の規定による被保険者を除く。)の資格を取得したとき。

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望する旨をその組合に申し出たとき。

六 任意継続組合員は、毎月の末日までに、掛金を組合に払い込まなければならない。

七 船員組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

八 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

は、政令で定める。

第四百四十一条第一項後段中「並びに地方公共団体を」と、「地方公共団体」に、「の負担金」を「の負担金をもつて」に、「及び組合の負担金」を「の負担金及び組合の負担金をもつて」に、「同項第一号、第三号及び第四号」を「同項第一号から第四号まで」に、「同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」を「前条第二項後段中「掛金の標準となつた給料」とあるのは「掛金の標準となつた運営規則で定める仮定給料」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第四百四十二条第二項の表の上欄中「第二項第一項第五号」を「第二項第一項第四号」に、「第二百四十二条第二項及び第三項」を「第二百四十二条第二項から第五項まで」に改め、「第九十八条第二項」を削り、同表のうち第二百四十二条第二項各号列記以外の部分の項の中欄中「及び地方公共団体を」と、「国の負担金及び地方公共団体」に改め、同表中第二百四十二条第二項各号の項及び第二百四十二条第四項の項を次のように改める。

第百十三条第二項第一号	国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十	国の負担金百分の七十
第百十三条第二項第二号	国の負担金百分の三十、地方公共団体の負担金百分の五十	国の負担金百分の八十
第百十三条第二項第三号から第二十五号まで	地方公共団体の負担金	国の負担金
第百十三条第四項	職員団体の事務にもつぱら従事する職員である組合員	専従職員(国家公務員法第八八条の二の職員団体の以下「職員団体」という。)の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。
	職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金	職員団体の負担金
	「職員団体の負担金」	「職員団体の負担金」と、同項第三号及び第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国の負担金」

第四百四十二条第二項の表中第百十三条第三項、第百三十六条第一項、第百三十四条(見出しを)を含む。、第百三十六条第二項及び第百三十九条の項を次のように改める。

第百十六条第一項	国若しくは地方公共団体	国
第百十三条第三項	地方公共団体	国
第百三十四条(見出しを含む。)		
第百三十六条第二項		
第百三十九条		
第百四十条の二第二項後段	掛金の標準となつた給料	掛金の標準となつた給料

第百四十二条第三項を次のように改める。

3 地方職員共済組合及び警察共済組合は、当該組合の国の職員である組合員に係る責任準備金の額のうち、運営審議会の議を経て定められた額を資金運用部に預託するものとする。

第百四十二条に次の一項を加える。

7 国の特別会計においてその俸給を支給する国の職員である組合員に係る第百十三条第二項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用については、同項第一号の短期給付に要する費用の百分の二十及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の三十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れるものとする。

第百四十四条の二第二項中「第百九十二条の規定による積立金のうちその者の当該団体共済組合員期間に係る部分」を「その者の当該団体共済組合員期間に係る積立金」に改める。

第百八十条第一項に次の一号を加える。

五 給付に充てるべき積立金及び給付の支払上の余裕金の管理及び運用

第百九十二条を次のように改める。

第百九十二条 削除

第百九十七条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第百九十九条中「第五号」を「第四号」に改める。

第二百条中「月以前の団体共済組合員であつた

期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六(当該三年間における団体共済組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その団体共済組合員期間の月数)で除して得た額を「月の掛金の標準となつた給料」に改める。

第二百二条中「第二項第一項第三号、第二項及び第三項」を削り、「第四十五号」を「第四十四号の二」に改め、同条の表中第二項第二項の項を削り、同表の上欄中「第九十三条第一項第四号」を「第九十三条第一項第四号」に、「第九十八条第一項」を「第九十八条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二百二条の二の見出し中「及び遺族年金」を「遺族年金及び年金者遺族一時金」に改め、同条第一項中「又は第九十三条第一項第二号」を「第九十三条第一項第二号又は第九十八条第一項第二号」に改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

第二百二条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 団体共済組合は、前項に規定する事業のほか、年金である給付を受ける権利を有する者の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行なうことができる。

第二百三条第一項を次のように改める。

団体共済組合の給付に要する費用について

第二百二条の二の見出し中「及び遺族年金」を「遺族年金及び年金者遺族一時金」に改め、同条第一項中「又は第九十三条第一項第二号」を「第九十三条第一項第二号又は第九十八条第一項第二号」に改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

第二百二条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 団体共済組合は、前項に規定する事業のほか、年金である給付を受ける権利を有する者の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行なうことができる。

第二百三条第一項を次のように改める。

団体共済組合の給付に要する費用について

は、三年を一期とする期間内の費用の予想額と当該期間内の給付に係る次項の掛金及び負担金の額の合計額とが均衡を保つことができるように定める。

第二百三十三条第二項中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同条第三項第一号中「団体共済組合員百分の四十二・五」を「団体共済組合員百分の二十」に、「団体等百分の四十二・五」を「団体等百分の五十」に改め、同項第二号中「廃疾年金又は「遺族年金」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同項第一号中「百分の十五」を「国の負担金百分の三十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「地方公共団体の負担金百分の百」に改め、同条第五項中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改める。

第二百四十四条第四項中「十八万五千円」を「二十二万円」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 当分の間、前項の規定による給料と掛金との割合は、前条第一項の規定にかかわらず、団体共済組合員の負担、給付に要する費用の見通し等について配慮し、必要な調整を行なつて定められるものとする。

5 給料と掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

(退職した者が職員団体の役員である場合の取扱い)
第十八条の二 昭和四十三年十二月十三日において職員(第四百二十二条第一項第一号に規定する職員)国家公務員共済組合法第二百六条の四第一項に規定する職員を除く。を含む。以下この条において同じ。であつた者のうち地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定営企業労働関係法第六條第一項ただし書の規定により職員団体の役員として当該職員団体の業

務にもつぱら従事した者が退職した場合において、当該退職の日翌日において職員団体の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、職員団体の役員である間当該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百三十三條第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百六十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号、第二号及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する者に対するこの法律の規定の適用について必要な事項及び同項の規定の適用に必要経過措置は、政令で定める。

附則第二十条第二項中「百分の三十五」を「百分の五十二・五」に改め、「(二十五年度をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)」を削る。

附則第二十二條第一項中「と、百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)と、同条第五項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)」を削る。

附則第二十四条第一項中、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(二十五年度をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)とし」を「し」に改める。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金の特例)
第二十五条の二 警察職員であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八條第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

附則第三十二条を次のように改める。
(短期給付に係る給料と掛金との割合の特例等)
第三十二条 組合は、当分の間、短期給付に係る第百三十四條第二項に規定する給料と掛金との割合を千分の三十五以内において定めなければならない。

2 国は、当分の間、組合の短期給付に要する費用につき、第百三十三條第二項第一号に規定する負担割合をもつて当該費用を負担することとしたならば第百三十四條第二項に規定する給料と掛金との割合が千分の三十五をこえることとなる場合においては、当該組合に対し、政令で定めるところにより、当該組合の前事業年度の各月の初日における組合員の給料の合計額(以下この項において「給料合計額」という。)に当該給料と掛金との割合が千分の三十五をこえることとなる場合における当該割合を乗じて得た金額から給料合計額に千分の三十五を乗じて得た金額を控除した金額を補助する。

附則第三十四条中「第百三十二條第二項」を「第百三十三條第二項」に改める。

十二條第三項に改める。
別表第二を次のように改める。
別表第二

組合員期間	日数
一年以上 二年未満	三五〇日
二年以上 三年未満	七〇〇日
三年以上 四年未満	一〇五〇日
四年以上 五年未満	一四〇〇日
五年以上 六年未満	一七五〇日
六年以上 七年未満	二一〇〇日
七年以上 八年未満	二五〇〇日
八年以上 九年未満	二九〇〇日
九年以上 一〇年未満	三三〇〇日
一〇年以上 一一年未満	三七〇〇日
一一年以上 一二年未満	四一〇〇日
一二年以上 一三年未満	四五〇〇日
一三一年以上 一四年未満	四九〇〇日
一四年以上 一五年未満	五三〇〇日
一五年以上 一六年未満	五七〇〇日
一六年以上 一七年未満	六一五〇日
一七年以上 一八年未満	六六五〇日
一八年以上 一九年未満	七一五〇日
一九年以上 二〇年未満	七七〇〇日

別表第四の中欄(中)「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・九」に、「〇・四」を「〇・六」に改め、同表の中欄(中)「〇・五」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・六」に、「〇・三」を「〇・四五」に改め、同表の下欄中「一八三、六〇〇円」を「五九七、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「四八九、〇〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)
第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「遺族一時金に関する経過措置(第四十条・第四十六條)」を「年金者遺族一時金に関する経過措置(第四十条・第四十六條)」に改める。

する経過措置(第四十五條―第四十六條の三)に改める。

第二条第一項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「遺族」とは、新法の規定による年金である給付(この法律の規定により新法の年金である給付とみなされる給付を含む。)に係る場合は新法第四十四條の二に規定する遺族をいうものとし、新法の規定による一時金である給付(この法律の規定により新法の一時金である給付とみなされる給付を含む。)に係る場合は新法第四十四條の三に規定する遺族をいうものとする。

第七條第二項中「又は遺族一時金」及び「(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)」を削り、第五号から第八号までを削る。

第十一條第一項第五号中「百分の二」を「百分の三」に改め、同条第七項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、同条第八項中「百分の四十」を「百分の六十」に改める。

第十三條第一項中「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同条第二項中「十五万円」を「四十八万円」に改める。

第三十六條各号列記以外の部分中「(新法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。第十三章及び第十三條の二を除き、以下同じ。)」を削り、「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十九條の見出し中「十年」を「六月」に改め、同条及び第四十條中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第四十一條を次のように改める。

第四十二條中「十一万五千二百円」を「四十二万三千円」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

(公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第四十五條 新法第四章第三節第四款中第九十八條第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第四十六條 新法第九十八條第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く。)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続き組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第四十六條の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八條から第十條までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八條から第十條までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條第一項第三号の規定は、適用しない。

(特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例)

第四十六條の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から

第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額(第二号又は第三号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前条第一項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の七・五分に相当する金額

二 前条第一項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金第十五條に規定する退職料及び共済法の退職年金を含む)、減額退職年金又は共済法の廃疾年金の額があるときは、その総額

三 第四十四條の規定により遺族年金から控除すべき額がある場合においては、同条第一項の規定により控除すべき額又は同条第二項の規定により控除すべき額の二倍に相当する額の総額

第五十五條第一項各号列記以外の部分中「第四十四條までの下に」、第四十五條、第四十六條の二、第四十六條の三を加え、同条第二項中「退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)」を削り、「日前の期間」の下に「と」、第四十六條の三第二号中「共済法の廃疾年金」とあるのは「(共済法の廃疾年金を含む。)」を加える。

第五十六條第一項第三号中「百分の一・四」を「百分の一・八」に改め、同条第三項中「第四十一條を削る。」

第六十一條中「及び第三十五條」を「第三十五條、第四十五條及び第四十六條」に改める。

第六十二條中「第二十三條第一項第三号並びに第四十六條第一項第三号」を並びに第二十三條第一項第三号に改める。

第六十四條第一項中「若しくは第四号又は第七号若しくは第八号」を「又は第四号」に改め、同条第二項中「又は第四十六條」及び及び第四十六條第一項第二号を削る。

第六十八條第一項第二号中「百分の二・九」を

「百分の四・三七五」に改める。

第八十一條各号列記以外の部分中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第八十二條第一項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第八十三條第二項を削る。

第八十五條の二を第八十五條の三とし、第八十五條を次のように改める。

(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第八十五條 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第六十七條第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條第一項第三号の規定は、適用しない。

(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の額に関する特例)

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第六十七条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第八十六条中「第六十七条第二項」の下に「と、第八十五条の二第二項中「第四十六条の三」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第四十六条の三」を加える。

第八十七条及び第八十八条第三項中「第五十五条」を「第五十五条の四」に改める。

第九十条第一項第二号中「三百分の七」を「二百分の七」に改め、「二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一」を削る。

第九十三条第一項中「その更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数（当該期間以外の施行日前の警察監獄職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む）と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ。」を削る。

第九十七条第一項第二号中「とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一」を削る。

第二百二条各号列記以外の部分中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第二百三条第一項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第二百四条第二項を削る。

第二百五条の二を第二百五条の四とし、第二百五条の次に次の二条を加える。

（警察職員の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例）

第二百五条の二 次の各号の一に該当する場合に、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時

金は、支給しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八十九条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条第一項第三号の規定は、適用しない。

（警察職員の年金者遺族一時金の額に関する特例）

第二百五条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいなかったならば受けるべきこととなる遺族年金の額の七・五分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の三の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第八十九条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第六百六条中「年数（当該期間以外の施行日前の警察職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む）」とあるのは「年数」を「第二百五条の三第一項中「第四十六条の三」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第四十六条の三」に改める。

第六百七条及び第六百九条第五項中「第二百二十条」を「第二百二十条の四」に改める。

第一百十一条第一項第二号中「百分の二」を「百分の三」に改める。

第一百十八条各号列記以外の部分中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第一百十九条第一項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第二百二十条の二を第二百二十条の四とし、第二百二十条の次に次の二条を加える。

（消防組合員の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例）

第二百二十条の二 次の各号の一に該当する場合に、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満である者で第二百十条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第二百十条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条第一項第三号の規定は、適用しない。

（消防組合員の年金者遺族一時金の額に関する特例）

第二百二十条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいなかったならば受けるべきこととなる遺族年金の額の七・五分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の三の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第一百十條第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第二百一十一條中「第一百十條第二項」の下に「と、第二百一十條の三第一項中「第四十六條の三」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第四十六條の三」を加える。

第二百一十五條第五項中「及び第三項から第五項まで」を、「第三項及び第四項」に、「第四項」を第三項に改める。

第二百三十二條の八中「第八十五條」を「第八十五條の三」に、「第五十五條」を「第五十五條の四」に改める。

第二百三十四條第一号中「遺族一時金」を「年金者遺族一時金」に改め、同条第二号中「第四十七條第一項第一号又は第六十三條第九項の規定により遺族に支給される一時金」にあつては、新法の規定による遺族一時金を削る。

第二百三十七條を次のように改める。

第二百三十七條 削除

第二百三十八條第二項中「新法第九十二條の規定による」を「給付に充てるべき」に改める。

第二百四十三條第二項を削る。

第二百四十三條の二第三項中「又は新法第九十八條」及び「又は遺族一時金」を削る。

第二百四十三條の三第一項第四号中「百分の二」を「百分の三」に改める。

第二百四十三條の四第一項中「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同条第二項中「十五万円」を「四十八万円」に改める。

第二百四十三條の十四の見出し中「十年」を「六月」に改め、同条中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第二百四十三條の十五中「十一万五千二百円」を「四十二万三千円」に改める。

第二百四十三條の十六を次のように改める。

(業務傷病による死亡に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第百四十三条の十六 新法第二百二条において準用する新法第九十八条の規定中同条第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、団体共済組合員が施行日以後業務により病氣にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る団体共済組合員期間)

第百四十三条の十六の二 新法第二百二条において準用する新法第九十八条第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(業務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る団体共済組合員期間は、施行日まで引き続き団体共済組合員期間及び施行日以後の団体共済組合員期間に限るものとする。

別表第二中九五三、二〇〇円を「一、六七、八〇〇円に、六二二、二〇〇円を七五七、八〇〇円に、四一三、二〇〇円を五〇〇、八〇〇円に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四千円」を「二万八千八百円」に、「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第三条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 更新組合員(施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員をいう。)又は団体共済更新組合員(施行法第百四十三条第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。)で昭和四十四年十月三十一日までに退職するとしたなら

ば前条の規定の適用を受けることとなるもののうち、昭和五十一年五月三十一日までに退職した者について新法第八十三条第一項及び第二項(同法第二百二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合(新法第三条第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。)又は団体共済組合(新法第七十四条第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ。)に申し出たときは、新法第八十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項(新法第二百二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十四年十一月一日から地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の公布の日(以下「一部改正法の公布の日」という。)の前日までの間に退職したときは、その者に対しては同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「一部改正法の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づき退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づき通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、一部改正法の公布の日(以下「一部改正法の公布の日」という。)の前日において消滅する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法第七條第二項、第八條第一項、第十條第一項、第三十二條第一項、第八十三條第二項本文及び第百八十四條第一項の改正規定並びに同法附則第十八條の次に一条を加える改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新法」という。)及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「新施行法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(年金の額の改正等に関する経過措置)

第三条 新法及び新施行法の規定中年金の額の改正に関する部分(年金の額の算定の基準となるべき給料に関する規定を含む。)は、施行日前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、施行日の属する月分以後適用する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者が施行日以後三年内に新法又は新施行法の退職(死亡を含む。)をした場合における長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の額については、その額が改正前の地方公務員等共済組合法の規定による長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の額(以下この項において「旧法の額」という。)よりも少ないときは、旧法の額とする。

(掛金、負担金等に関する経過措置)

第四条 新法第百十三條第二項及び第四項、第百十四條第五項、第百十六條第一項、第百四十條第三項、第百四十一條第一項(新法第百四十一條第二項において準用する場合を含む。)、第百四十二條第二項及び第七項、第百三十三條第二項から第五項まで、第百四十六條第六項並びに附則第三十二條の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金、負担金及び補助金について適用し、同月前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、新法及び新施行法の施行に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(年金額の自動改定措置)

第六条 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)による年金である給付については、政府は、政令で定めるところにより算定された地方公務員の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和四十七年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度九月以降の当該年金である給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第七条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二號)第百四十條の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八條第一項中「昭和三十七年法律第五十二號」を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一千億円の見込みである。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、地方財政の財源措置に関する請願（第二〇五号）
- 一、上水道事業に対する国の財政措置等の改善に関する請願（第二四七五号）

第二〇五号 昭和四十八年五月七日受理
地方財政の財源措置に関する請願

請願者 熊本県芦北郡田浦町大字小田浦

一、六〇三熊本県議会議長 田中 典次

紹介議員 寺本 広作君

最近の社会経済情勢の急速な変化に対処して、地方財政の財源を確保するため、左記事項について適切な措置を講ぜられたい。

- 一、国と地方団体を通じる事務と税源の再配分を行ない自主財源の確保をはかること。
- 二、地方交付税の税率の大幅引上げによる一般財源の充実をはかること。
- 三、超過負担の全面解消をはかること。このため実態に即した物価スライド方式を採用すること。

- 四、地方債のわくの大増額と許可条件の緩和をはかること。

理由

社会資本の整備、社会福祉の向上をはじめとする住民福祉の充実、過疎・公害対策等地方公共団体の事務は急激に増大し、加えて財政主導型の政府の財政政策に伴う地方負担の増加も著しく、一方、県税収入等の自主財源は行政需要の増大に対応して伸長することを期待できず、さらに一般財源についても、歳入全体に対する構成比が年々低下の傾向にあるなど、今後地方財政はきわめてき

びしい危機に直面することが予想される。

第二四七五号 昭和四十八年五月十二日受理
上水道事業に対する国の財政措置等の改善に関する請願

請願者 愛媛県松山市三番町六ノ四ノ二〇

全日自労愛媛県支部内 串宮明満 外八百五十八名

紹介議員 河田 賢治君

- 一、上水道事業に対する補助率を大幅に引き上げること。
- 二、水道起債（既任債を含む）を政府債とし、利子を引き下げるとともに、償還期限を大幅に延長すること。

- 三、地方公営企業法等の一部を改正し、一般会計等において負担する経費の範囲を拡大すること。

理由

上水道事業は地方公営企業法によつて独立採算制の原則が厳格に要求され、国の助成は水道法のものできわめて制限されている。そのため、巨大な建設費の企業債元利償還金は著しく上水道事業会計を圧迫し、清浄な水を低れんかつ豊富に供給すべき水道法の精神は空文にひといきといつても過言でない現状である。

五月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、地方公営企業法の一部を改正する法律案（衆）

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律（第十七条第三項及び第二十一条第三項の規定を除く。）は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下同じ。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 軌道事業
- 三 自動車運送事業
- 四 地方鉄道事業
- 五 ガス事業

2 この法律（第十七条第二項、第十七条の四、第十七条の五及び第二十一条第二項の規定を除く。）は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下同じ。）に適用する。

- 一 工業用水道事業
- 二 電気事業

第二条第三項中「企業」の下に「（病院事業を除く。）」を加え、「全部又は」を削る。

第三条中「地方公営企業」の下に「（前条第一項及び第二項に掲げる事業をいう。以下同じ。）」を加える。

第七条中「第二条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十七条中「第二条第一項の下に「及び第二項」を加え、同条ただし書中「同条第二項に掲げる事業を」と「同条第一項に掲げる事業又は同条第二項に掲げる事業をそれぞれに」、「二以上の事業」を「当該二以上の事業」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二条第一項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七条の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入、第十七条の四の規定による地方公共団体の一般会計からの繰入金及び第十七条の五の規定による地方公共団体の一般会計又は国からの補助金をもつて充てなければならぬ。

3 第二条第二項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七条の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入、第十七条の四の規定による地方公共団体の一般会計からの繰入金及び第十七条の五の規定による地方公共団体の一般会計又は国からの補助金をもつて充てなければならぬ。

公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ。

第十七条の三の見出しを削り、同条中「地方公共団体は」の下に「前条第一項の規定によるもののほか」を加え、同条を第十七条の六とし、第十七条の二を次のように改める。

（負担）
第十七条の二 地方公営企業の経費で次の各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担する。

一 国又は地方公共団体の管理に属する施設において地方公営企業が公共のため無償で提供する給付に要する経費

二 国の事務のため又は地方公営企業の本来の業務以外の地方公共団体の事務のため当該地方公営企業の施設又は職員が使用された場合に要する経費

三 国又は地方公共団体の執行する事業のため当該地方公営企業の施設に関する工事の執行を必要とするに至つた場合における当該工事に要する経費

四 前各号に掲げるもののほか、地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることがその性質上適当でない経費で政令で定めるもの（国の公共料金抑制政策に伴う国の措置）

第十七条の三 国は、公共料金に関する国の行なう抑制政策について地方公営企業を経営する地方公共団体に対し協力を求める場合においては、当該地方公営企業の健全な運営が確保されるように、財政上適切な措置を講ずる等配慮しなければならない。

（一般会計からの繰入れ）
第十七条の四 地方公共団体は、第二条第一項に掲げる事業につき、第二十一条第二項に規定する趣旨に基づいて料金を定めたことにより地方公営企業の健全な運営の確保に支障を生ずることとなるような場合、その性質上合理的な経営

を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて経費に充てることが困難であると認められるような業務を行なう場合その他公共の福祉の増進のため必要がある場合においては、一般会計から第二項第一に掲げる事業に係る特別会計に繰入れをすることが出来る。

(補助)

第十七条の五 地方公共団体は、第二項第一に掲げる事業に係る施設の建設又は改良(軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業にあつては、直接その事業の用に供する車両の購入を含む。以下次項において同じ。)に要する経費の二分の一(軌道事業又は地方鉄道事業のうち地下高速鉄道事業にあつては、四分の一)に相当する額を一般会計から当該事業に係る特別会計に補助するものとする。

2 国は、政令で定めるところにより、第二項第一に掲げる事業に係る施設の建設又は改良に要する経費の二分の一(軌道事業又は地方鉄道事業のうち地下高速鉄道事業にあつては、四分の一)に相当する額を当該事業を営営する地方公共団体に補助するものとする。

第十八条第一項及び第十八条の二第一項中「第十七条の二第一項の規定によるものほか、」を削る。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の料金は、第二項第一に掲げる事業に係るものについては、住民の負担能力その他経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切な考慮を払つた妥当なものでなければならぬ。

3 第一項の料金は、第二項第二に掲げる事業に係るものについては、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ。

第三十四条の二中「第二項又は第三項」を「第二項第三項」に、「財務規定等」を「第三条から

第六条まで、第十七条第一項、第十七条の二、第十七条の三、第十七条の六から第二十條まで、第二十一条第一項、第二十二條から第三十四條まで、第三十五條、第四十條から第四十一條まで及び附則第二項から附則第四項まで並びに第十七條第二項、第十七條の四及び第二十一條第二項又は第十七條第三項及び第二十一條第三項の規定(以下「財務規定等」という。)に改める。

第三十八條第二項中「ものであり、かつ、職員

の發揮した能力が十分に考慮されるものでなければならぬ」とのものを「ものでなければならぬ」に改める。

第三十八條第三項中「同一又は類似の職種の」及び「当該地方公営企業の経営の状況」を削る。

第三十九條の三第二項中「第十七條の二」の下に「第十七條の四、第十七條の五第一項及び第十七條の六」を、「経費の負担」の下に「繰入れ」を加え、同条第三項中「前二項の規定」の下に「第十七條の五第一項に係る部分を除く。」を加え、「第二項第二項又は第三項」を「第二項第三項」に改める。

第四十一條の次に次の一条を加える。

(地方債)

第四十一條の二 第十七條の四又は第十七條の五第一項の規定により地方公共団体が第二項第一項に掲げる事業に係る特別会計への繰入れ又は補助をするに必要経費については、地方財政法第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

2 地方公共団体が前項に規定する経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

第四十三條第一項中「ガス事業又は病院事業」を「又はガス事業」に改める。

第四十八條中「繰延べ」の下に「借換え等」を加える。

第四十九條第一項中「ガス事業又は病院事業」を「又はガス事業」に改める。

附則第二項中「企業債」を「再建企業又は赤字の企業に係る企業債」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第十七條の三の改正規定、第三十八條第二項及び第三項の改正規定、第四十八條の改正規定並びに附則第二項第二項の規定は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の地方公営企業法(以下「新法」という。)の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和四十九年度の予算及び決算から適用し、昭和四十八年度分以前の予算及び決算については、なお従前の例による。

2 新法第二項第三項に規定する条例の制定は、昭和四十九年四月一日前においても行なうことができる。

(政令への委任)

第三条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項の表のうち、道府県の項中

九 特別事業債 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

十 特別事業債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

十一 公営企業補助債 公営企業の建設費等の補助等の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

市町村の項中 十 特別事業債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

十一 公営企業補助債 公営企業の建設費等の補助等の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

同条第二項の表中

「三十八 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

「三十八 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

「三十八 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

三十九 公営企業の建設費等の補助等の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十一条の二第一項に規定する地方債に係る当該年度における元利償還金	千円
--	----

に改める。

別表のうち、道府県の項中

九 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 一三二〇〇
------------	--	-------------

を

十 特別事業債償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 一三二〇〇
--	-------------

に改め、市町村の項中

十 公営企業補助債償還費

公営企業の建設費等の補助等の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 六〇〇〇〇
---	-------------

を

十 特別事業債償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 一二九〇〇
--	-------------

を

十 特別事業債償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 一二九〇〇
--	-------------

を

十一 公営企業補助債償還費

公営企業の建設費等の補助等の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 六〇〇〇〇
---	-------------

に

改める。

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三条に規定する地方公営企業及び同法第二条第三項の規定により同法の規定の一部を適用する企業に係る特別会計

(首都圏整備法の一部改正)

第七条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十

三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十二条」に改める。

第三十三条を削る。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第八条 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定によつて許可を受けた公営企業に係る地方債」を「公営企業に係る地方債(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)附則第二項に規定する企業債にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定によつて許可を受けたもの)」に改める。

第十九条第二項中「当該地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可」を「当該地方債のうち地方自治法第二百五十条の規定による許可を必要とするものについて当該許可」に改める。

自治法第二百五十条の規定による許可」を「当該地方債のうち地方自治法第二百五十条の規定による許可を必要とするものについて当該許可」に改める。

(近畿圏整備法の一部改正)

第九条 近畿圏整備法(昭和三十一年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(地方公営企業法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項から第四項までを削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三千六百十億円の見込みである。

六月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員退職年金、恩給(遺族廃疾を含む)の増額に関する請願(第二五二三号)

第二五二三号 昭和四十八年五月二十一日受理

地方公務員退職年金、恩給(遺族廃疾を含む)の増額に関する請願

請願者 大阪府北区中之島一丁目大阪府役所内大阪市RR厚生会内 岡村岩雄外三十名

紹介議員 和田 静夫君

地方公務員の退職年金、恩給(遺族・廃疾を含む)を昭和四十八年度において左記のとおり、抜本的に改善されたい。

一、地方公務員の退職年金、恩給を地方公務員給与の上昇にあわせてスライド制として制度

化し増額すること。

二、年金、恩給の改定実施日を四月一日にくり上げること。

三、遺族年金、恩給の現行の率は、遺族の生活窮乏の実情にかながみ、支給率を引き上げること。

四、遺族年金、恩給の最低保障額を大幅に引き上げ、月四万円とすること。とくに低額年金、恩給受給者については、特段の救済措置を講ずること。

五、年金額算定となる給料は、退職時の給料に改め、既裁定者に対しても増額すること。

六、年金、恩給に対して課税しないこと。

理由

最近の物価の高騰は、ことのほか激しく、せつかく増額された年金、恩給も著しい物価の上昇に追いつかず、しかも退職後数年を経過しなければ、増額改定が行なわれない現状であり、とくに永年地方自治体に勤務し幾多の労苦をかさね、年若い退職し、しかも生活苦の追い打ちにあう実態では、私たち退職者はもとより、現在在職中の職員も、働く意欲をはなはだしく減殺する結果をまねくことになる。

六月五日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月七日)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

三五

地方行政委員会會議録第三号中正誤	
ペジ段行 誤	正
五二八	ですが、
// 末	生産
六二五	配地
七一〇	緩和
八四九	三〇%。
第五号中正誤	
ペジ段行 誤	正
二四	変更時
三一六	気運
三一一	三十六年度
// 議院	議員
二四二	七上六
// 五	売買実例価格
三二三	売買実例価額
二二三	木田川
第六号中正誤	
ペジ段行 誤	正
四一八	縮少
五一	前者のわだち
六一五	つけせまん
九二	新税
// 三七	非常に意味では
二一	ます、
三三二	転嫁
// 四	強い
四	しいる